

松山地域における享保の飢饉の餓死者供養について

久留侑子

はじめに

享保の大飢饉は、享保一七年（一七三二）の虫害による凶作を契機とし、伊勢・近江以西の西国一帯を襲ったもので、それによって深刻な飢餓状態となり大量の飢人・餓死者を出した。幸い一八年が豊作であったため飢饉は一年でおさまった。しかし、このことが社会に与えた影響は甚大なものがあり、例えば、農村部では減少した人口が、江戸時代末期になっても享保の大飢饉以前の水準まで回復しなかつたところもあるほどであった。全国の飢人は幕領で約六七万人、大名領一九七万人に達し、餓死者は一萬二、〇〇〇人、死畜一萬四、〇〇〇頭にも及んだとされている。

さて、享保の大飢饉で最大の影響を受けたのは、伊予松山藩である。これまでの松山藩における享保の飢饉についての研究は、飢饉に対して松山藩が行った救済策や、多大なる餓死者を出したことなど、主に為政者側の立場から飢饉の全貌を明らかにするという研究は数多くなされている。

しかし、飢饉がおさまった後、当時の社会に大きな爪痕を残した飢饉の中で、人々がどのように生きていたのか、そして奇しくも飢えに倒れ亡くなった餓死者の供養はどのように行われていたのか、といった民衆側からの研究は、未だ十分ではない。

本稿の第一章では、松山藩における飢饉の実態・救済策について先行研究をもとに考察する。ここで救済策については、飢饉の際に迅速な対応を行ったとされている伊予小松藩との比較を行い、松山藩が大量の餓死者を出すに至った原因を明確にする。

第二章では、餓死者の供養について述べる。まず、松山藩域に残されている、餓死者の慰霊碑や墓石（約七カ所）について、調査結果と史料をもとに論じていく。また、松山藩筒井村の農夫であり、享保の飢饉後に「義農」と称賛された作兵衛の供養についても論じ、この二つの比較を行い、餓死者の供養の行われ方や、飢饉と人々とのその後の関わり方を民衆側から明らかにする。

そして第三章では、享保の飢饉とは異なるが、比較的飢饉の供養についての研究が進んでいる、東北津軽地方と、また、松山藩と同様に享保の飢饉で被害を受けた九州地方の供養の実態を提示する。そして、その二つの地域と松山地域を比較することによって、松山地域における供養の特徴や相違点を明確にする。

筆者は今回の調査において、松山市堀江町の光明寺前に存在する、飢饉の供養塔に関する史料である「享保十七年餓死者建碑并大供養書類留」（『門屋家文書』）を発見することができた。本稿では、これを用いた上で、松山地域の供養の実態の詳細を明らかにしたいと考える。

第一章 松山藩における享保の大飢饉

第一節 飢饉の原因

一般的にいわれている享保の大飢饉の直接的な原因は、『垂憲録・垂憲録拾遺』に「一、御父定英様御代享保十七午子年、春ヨリ長雨ニテ稻植付ハ出来候得共、六月以来ウンカト云虫一面ニ付、只少ノ間ニ稻悉ク枯レ、」と記載されているように、蝗害による凶作である。^②蝗の字はイナゴをさすというより、稲につく害虫の総称、すなわち稲虫として一般的に用いられており、この年の場合はウンカ(雲蚊・雲霞・浮塵子)の異常増殖による虫害と考えられている。

ウンカの発生状況や加害実態についてであるが、九州地方では六月はじめからセジロウンカが大量発生し、同月中旬には株絶えと呼ばれるような被害が現れていた。七月半ばになると、今度はトビイロウンカという別種類のウンカが異常発生し、西日本一帯に被害を及ぼすことになった。^③

当時の記録から蝗害の様子を少し紹介すると、伊予小松藩領では、七月一〇日前後には、「虫喰」(吸汁によって稲が枯れる被害)の報告がなされるようになり、田の「水の色は醤油のこくとく」といわれるほど大量発生していた。ウンカは「蟬の羽」のごとくに飛び回り、日中は稲茎の中ほどから下のほうにいるが、夜中松明をともしてみると、虫が稲穂の先まで上って稲を喰っている、と観察されている。村々では虫退散の祈禱や虫送りをしたが、もちろん効目はなく、たちまち稲枯れが進行していった。^④

広島藩では、ウンカの害を「稲毛虫付」と表現している。六月末に佐伯郡島方の村々で最初に発生し、七月初めより次第に諸郡全体に広がり、七月一六、一七日頃がピークであった。ウンカは「全体ノ地氣」によって生じているように見え、最初稲株に蟻子のごときものができ

たかと思うと、一兩日のうちに羽化して飛び回り、わずかの期間に田面いっぱい増殖し、稲に少しでも触れると煙のように群れて立ち上がったという。しかし、雨が降って涼しくなると虫の勢いが衰え、八月上旬にはおおかた死に絶えてしまったとされている。ウンカは実際寒さに弱く、日本では越冬できないとされており、毎年梅雨期を中心に、季節風に乗って中国南部などから飛来し、時に異常発生したものである。

また、西国の国々に「雲蝗」という稲虫が生じて、次第に五畿内近辺にまで移ってきたのだと認識されている。また、この虫は、後には形が大きくなって「こがね虫」のようになり、「甲冑を帯したる形」をして羽があり、一夜にして数万石の稲を喰うのだといい、「西国方言」では「実盛」と呼んでいることを指摘している。ウンカをサネモリと呼ぶのは、源平合戦の時代、斎藤別当実盛という武将が加賀国篠原で稲の株につまずいて手塚光盛に討たれてしまい、その恨みから稲虫となって作物を食い荒らしているのだ、という伝説に由来する。

西日本では、サネモリサンと呼ぶ藪人形などを作って、村境や海に送り出す虫送りの民俗行事が各地に伝存している。^⑤それを見ると、享保一七(一七三二)年のウンカの被害地域とおおむね重なっており、サネモリの呼び名がこの享保の虫付けをきっかけに始まった、あるいは広まったとみてよいかもしれない。

稲虫の駆除方法としては、菜種油や特に効果があるといわれる鯨油を水田に注いでおき、そこにたたき落として窒息死させるやり方や、田の中で夜中に松明を灯したり、火を焚いて誘う方法が近世においては広く行われていた。四国でも、伊予松山藩の「風早郡代官諸記録」によると、同藩は、他領で鯨油を田に打つのが効果を上げているとして、鯨油の散布を夜分の焚火とともに試してみようと触を出している。しかし、鯨油の効用が知られるようになったとしても、まだその効

用が農民の間には身近なものではなく、駆除に足る十分な量の鯨油がただちに生産・供給されたとは考えられない。当然購入のための経済的負担も大きい。したがって、多くの農民たちにとっては、盛大に虫送りの行事を催すことよって、不安の心理状態をわずかでも緩和するしかなく、領主もまた、稲虫退散祈禱を盛んに神社に命じたのである。

松山藩では、虫退散の祈禱を、道後八幡宮で行うように申し渡したのは、七月一日であった。また、虫食いの激化していた七月九日、水の干し上がった田に虫食いが少ないとして、まだ虫のついていない田は、すべて水を切り流すように申し渡した。

各郡及び村でも、これに倣って祈禱・太鼓・鉦による虫送りが毎夜続いた。半鐘をたたき、鉦・太鼓を打ち鳴らし、ほら貝を吹き、大声にはやし、夜は松明をかざし、昼夜の区別なく畦畔を巡行して虫送りを行っている。

また西条藩では、虫退散の祈禱を蝗除祈禱と呼び、七月一〇日―二日までの三日間、西方（西条）は石鎚権現、東方（新居―宇摩分）は一宮神宮で斉行した。これは、藩の指示によるもので、領内の神職が参籠し、大庄屋・庄屋が村を代表して参拝するように命ぜられた。

また、景浦勉氏は、先述した飢饉の直接的な原因である「虫害」とは他に、間接的原因として大きく三つのことを挙げている。^⑦

まず一つ目は、徳川時代の農民の生活が、経済的に困窮していたことである。それはこの時代の税制が、農民に対する負担の甚だしく過重であったことに起因する。しかし、その反面、世運の進展と、連年の昌平に従い、彼らの生活が次第に向上するとともに、その経費がますます膨張し、結果、農民を困窮に陥れたことも挙げられる。

二つ目に、徳川幕府の宜しきを得なかったことである。幕府は財政経済の根底となる農業を尊重しながらも、自ら樹立した封建制度の維

持、及び階級制度を厳守する立場から農民の貧困化を凶つたのである。従って農民は不幸にして、奸曲なる役人に逢えば苛斂誅求に追われ、ますます窮迫する生活を営まざるを得なかった。

三つ目に、飢饉をいつそう悲惨に陥れたのは、津留による諸侯の自国産業の保護と加えて交通の不便さであった。このため、飢饉災害の甚だしい地方においては、ついに他国からの救助の道を絶たれることになった。このように、当時の農村の状態は、誠に貧窮であったため、一度飢饉に遭遇すると農民は多大なる被害を受けることとなる。

さらに、自然的な背景としては、『愛媛県史 近世下』^⑧によると、飢饉が発生した享保一七年は、春の多雨、長期間続いた梅雨と冷夏、残暑の異常なまでの暑さと早魃など異常気象の連続であり、同時にこれが、同年の麦の凶作及び稲の虫付損毛による大凶作を引き起こしたとされている。

第二節 飢饉前の松山藩の状況

松山藩内における享保の飢饉到来前の状況をより具体的に、且つ社会経済的側面から論じているのが、清水正史氏である。^⑨

氏は、まず一つ目として、年貢率の高さをあげている。田畑の耕作者はその領主に対して、田畑の生産物の一部を年貢として貢納する義務を負っていた。多くの場合、年貢は米納が原則であり、収穫高の五割から六割が徴収される。しかし、新田開発や生産性の向上によって収穫高が飛躍的に増加したため、石高に対する税率は急激に高くなり、収穫高に対する課税率は漸減して、幕末には四割弱というのが全国的傾向であった。

松山藩の年貢率は、伊予諸藩のそれに比べて異常に高い。いわゆる「伊予の七ツ免」というのは松山藩の高率年貢をさしている。松山藩の徴税法は初代定行以来の検見法から寛文七（一六七七）年に定免法

に転じたが、未進米・貸付米の合計が二二万八、八〇〇俵に達したこともあり、延宝二(一六七五)年から、再度検見法に戻している。

四代藩主定直に奉行として登用された高内(親昌)又七は、財政の安定を図らせるために、農民に対して、延宝七年二月九日「諸郡村々江可被申渡覚書」(いわゆる新令二五か条)を頒布した。この新令の中で又七は、検見の費用や郡費などが農民の肩に重くのしかかっているため、それらを大幅に軽減し、年貢の決定を春に行うという「春免法」を熱心に勧めた。

それと同時に又七が導入したのが地坪制度であり、農民の租税負担能力の平均化を目指した。その結果、生産性の向上が見られたが、異常とも思われる年貢率は、この後も少しずつ上昇し、享保一三年にはついに九〇%に達した。この際に、農民の手元にはほとんど米が残らず、主食は必然的に麦に限定された。そして享保一七年には松山地方に麦の凶作があったため、先述のような惨状になったのである。

後述するが、作兵衛が住んでいた伊予郡筒井村では、寛文七(一六六七)年から延宝元(一六七三)年までは、村高の一〇%、高内又七による春免制採用の年でもある延宝七年でも九九・八%という高率の年貢が課せられていた。

『虫付損毛留書』には享保一二(一七二七)年から同一七年までの年貢収納に関する資料がある。伊予諸藩の状況は表1のようである。

表1によっても明らかのように、松山藩と松山新田藩とは伊予諸藩に比べて年貢が突出している¹⁾。

隣接している大洲藩が六五%程度とやや高めではあるが、他の諸藩はいずれも四〇%〜五〇%程度である。

二つ目は、先述したが、災害の頻発である。

新田開発が盛んに行われた江戸時代初期には、開発による増収が、災害による減収を上回った。しかし、森林伐採が進むに従って、山(森

表1 伊予諸藩年貢徴収状況(享保12年~17年)

藩名	享保12	享保13	享保14	享保15	享保16	享保17
松山藩 (15)万石	13.37 (89.1)	13.50 (90.0)	7.43 (49.5)	13.15 (87.7)	13.04 (86.9)	0 (0)
同新田藩 (1)	.89 (89.0)	.91 (91.0)	.50 (49.6)	.88 (87.6)	.87 (86.9)	0 (0)
小松藩 (1)	.45 (45.0)	.44 (43.6)	.37 (37.0)	.43 (42.7)	.40 (39.8)	.04 (4.0)
吉田藩 (3)	1.41 (47.0)	1.58 (52.8)	1.33 (44.5)	1.43 (47.6)	1.53 (50.9)	.37 (12.4)
今治藩 (3.5)	1.93 (55.1)	1.92 (55.0)	.80 (22.8)	1.89 (54.1)	1.62 (46.2)	.27 (7.6)
同新田藩 (.54)	.24 (43.8)	.24 (43.8)	.11 (20.7)	.23 (41.3)	.21 (39.0)	.04 (6.6)
宇和島藩 (10)	2.94 (29.4)	3.14 (31.4)	2.49 (24.9)	3.13 (31.3)	3.05 (30.5)	.31 (3.1)
西条藩 (3)	1.42 (47.3)	1.33 (44.4)	.72 (23.9)	1.33 (44.3)	1.28 (42.8)	.61 (20.2)
同新田分 (.67)	.27 (39.8)	.25 (37.5)	.11 (16.0)	.24 (35.5)	.24 (35.9)	.11 (16.3)
大洲藩 (6)	3.89 (64.8)	3.90 (65.0)	3.26 (54.4)	3.90 (65.0)	3.84 (64.5)	.13 (2.2)

注1) 大洲藩の項には新谷藩1万石(内分)が含まれている。

注2) 上段の年貢収納率は単位万石、下段の()内は石高に対する割合(%)

『虫付損毛留書』により作成

清水正史「享保の大飢饉前後の松山藩」(『伊豫史談』266号 1987年)より

林)は保水力を失い、大雨になると大量の土砂が河道を埋め、わずかな雨で洪水を招くに至った。幕府が寛文六(一六六六)年に「山川掟」を發布して、開発中心主義から本田畑中心主義へと転換を図ったのも、こうした理由からである²⁾。

松山藩では、寛文一三(一七二二)年六月二十七日に石手川が氾濫して、城下町が洪水に見舞われた。これ以降天井川化した石手川は度々氾濫して、藩では多大な出費を余儀なくされ、年貢収入も減少したから、財政状態は次第に悪化した。享保六(一七二二)年閏七月一五日石手川は再び氾濫して、藩士の過半数が防水のために出勤したほどであった。翌七年六月二三日にも大風雨が襲来して大きな被害を出したので、同八年、藩では石手川の抜本的改修を実施するため、大川文蔵を登用した。工事の成果もあってか、それから享保一二年まで松山藩では大きな氾濫・洪水は記録されていない。

また、洪水とは別に、享保九年は日照で、植え付けができない地域

もあり、味酒明神（阿沼美神社）と道後八幡（伊佐爾波神社）へ二度の雨乞い祈禱が命じられた。続いて、享保一四年の夜は、四、五〇年来の大風で、海岸部では高潮の被害が多く、また三津街道の並木の松・杉が倒れ、松山―三津間の交通が途絶えたほか、各地の松などが大量に吹き倒されたという被害もあった。このような状況下においても、農民に対する免が軽くなった様子は見られず、農村・農民の生活に余裕がなくなってきたのである。このように、災害の連続によって、松山藩の年貢収入は大幅に減少した。松山藩と松山新田藩を合計した年貢収入は、享保一三年には一四万四、一〇〇石あったが、享保一四年には七万九、二七三石に激減している。前年と比べるとわずかに五五%にすぎない。これ以後、松山藩において年貢の激減は見られないことから、いかに享保一四年の暴風雨による打撃が大きかったかがわかる。

三つ目は、藩士の生活の困窮である。

松山藩では享保六・七年の減収を機会に、家臣の家禄を割り引いて支給することにした。割引額は一五%で、享保一〇年までこの水準が持続された。この割引額が享保一一年から突然四五%になる。これは凶作のみが原因ではなくて、主たる原因は、幕府の公役の引き受けであると考えられる。その公役というのが、享保一三年に將軍吉宗の日光社参に際して、大津―今市間の勤番を命じられたことである。この際、二、七三九人の警備要員を派遣したことが、財政に重くのしかかった。日光社参に派遣した人数は、当時の藩士七割以上が動員されたことになる。日光社参警備があらかじめ通達されたものであったから、それに対応するため割引をおこなったのであると考える。

松山藩では財政逼迫のため、藩の支出をあらゆる方面から切り詰めたが、支出が収入を上回り、大坂商人などからの借金が次第に増加した。藩の支出を削減することはもちろん、藩士の生活についても儉約

を要求した。享保八年には、比較的厳しい儉約内容は見うけられないが、過酷な日照りが続いた享保九年には、幕府が出した儉約令を松山藩でもそれに準じて実施することにして、諸頭を呼びだして通達している。その内容は以下の通りである。¹³⁾ ①音信贈答嫁取りに関する儉約 ②婦人の衣裳は規定の値段を町中に通達 ③新規塗物の制限 ④夜具布団などの制限 ⑤婚行列乗り物などの制限 ⑥祝儀の餐応の制限 ⑦婚姻祝儀の制限

この儉約は藩主が率先する内容となっており、家臣の儉約についてはまだまだ細部にまで立ち入ったものとはなっていない。これが、松山藩の財政に大きな打撃をあたえた、享保一四年の大風雨の後の享保一六年の通達になると、①衣装諸道具は有り合わせを使用すること ②家来の衣服は見苦しくてもよい、使用できれば可 ③家作は緊急事態以外は不可 ④贈答はこれまでの半分とせよ ⑤家督嫁取りの振る舞いの軽減 など、具体的に儉約が明示されている。幕府の公役や災害復旧は、農民への追加課税が困難であったから、藩士の俸禄削減によって生み出されることが通例であった。このことが藩士の生活を破綻寸前まで追い詰めていたと考えられる。

以上のように、享保の大飢饉直前の藩財政は、災害の頻発とその復旧、そして公役などで非常に緊迫し、それによって農民は高率の税に苦しみ、藩士は生活苦にあえいでいたと考えられる。そのような状況でおこった飢饉であったから、被害も甚だしかったのではないだろうか。

第三節 松山藩における飢饉救済

以上のようなことが相重なり生じ、被害が最も大きかった松山藩の餓死者は五、七〇五人というものであった。この松山藩の突出した餓死者の人数については、『虫付損毛留書』を中心とした高市晋氏の研

究^⑮がなされているので、本稿では割愛したい。

先述したように、厳しい状況の中での飢饉到来において、松山藩は救済策を行っている。

藩政の当局者として、その救済事業の責任者として飢饉救済の処理に当たったのは、藩主松平定英であった。松山地方は享保の飢饉に限らず、享保年間における凶荒の最も甚だしかった地域であったから、これに対応した藩当局者の苦労は想像以上のものであったと考える。では、松山藩が執った救済策の中身をみていきたい。

まず挙げるべきは、人数扶持である。これは、一戸の家族の人数を計算の基礎とし、一人当たりの量を決定して支給するといったもので、松山藩の場合、一人一日五合の米を支給することとした。一年で一・八石余になるから、最低の俸給をもらっていた者たちにとつては、以前とはほとんど変化がないからあまり打撃にはならないが、知行取の武士にとつては相当な痛手であった^⑯。この人数扶持は一年余の措置であったが、農民が復興するまで家臣は不自由を余儀なくされた^⑰。

次に、ウンカ対策である。松山藩のウンカ対策は先述した水田の水抜き（出穂時期に当たるので結果が悪くなることも承知の上で指示している）と、鯨の油を利用して防除することなどが行われた。松山市史の中で取り上げられている風早郡代官所の日記である『一番日記呼出』に、「鯨油を水田に流せば、虫の駆除ができることを他領で見聞した、また夜分において虫の近くで焚き火をすると虫を焼き殺すことができる、この二つの方法を生毛の残っている場所で実施するように」と記されている^⑱。この鯨油を使用する防除方法は、水田に油を散布するという画期的な方法であったが、ウンカを払い落として油面で殺すというような細部にわたる指令は出されていなかったようで、ほとんど効果がなかったであろう。

次に、救済米および振救品の頒与による応急策である。松山藩の久

米郡にその例をみると、救助米は凶荒以来享保一七年の末まで、飢人一人に就いて、一日三匁六才を振給した。翌一八年元旦から五匁に、さらに一月六日からは一合ずつ支給された。この時期の米穀の出所については、恐らく松山藩の貯蔵したもの、および城詰用米（但し一八年以降）ならびに幕府の賑恤のための廻米、拝借金による米穀の購入等によると推測する^⑲。

次に考慮すべきは、藩庁の払下米による庶民への救済策である。この方法は、単に災民を救済したことにとどまらず、穀物の欠乏による物価の騰貴の調節にも力を發揮したと考えられる。松山藩内の各郡に向けられた払下米の一例を示すと、

一	三十俵	伊豫郡	一	三十俵	和氣郡
一	二十俵	浮穴郡	一	二十俵	久米郡

と見え、銀札一匁について米穀五合を厳守させ、高騰した物価の下落を図った。

そしてさらに、拝借金による賑恤が応急策としてあてられた。幕府は諸大名が江戸へ登城した際に虫付損毛地域の大名に対して、拝借金を貸与することを申し渡した。国元に大名がいる場合は在府の家来に申し渡した。松山藩の場合は藩主在府中であつたから、定英が直接指示を受け、拝借金最高額である一万二、〇〇〇両を受け取っている。この拝借金は幕府から借り入れたものであつたが、享保一七年九月に半物成以上不足した——即ち年貢が半年の半分以上減少した——諸侯に対し、拝借金に対する詳細な規定を明らかにした。

一 西国四国中国筋作毛夥敷蟲付損毛の段、追追相聞工候、(中略)

此度格別之事二付テ、當所務半物成以上不足之分へハ、拝借金

可被仰付候、御料所モ同前之事ニテ、夫食等御入用モ多候間、被思召候様ニハ有之間敷候得共、拜借金可被仰付候、物成之儀付テハ杉岡佐渡守、細田丹波守、様子承届候上、拜借金相渡ニテ可有之候、

一金子渡方

壹萬九千石迄 金貳千兩（中略）

拾五萬石ヨリ拾五萬九千石迄 金壹萬貳千兩（中略）

參拾萬石ヨリ拾五萬九千石迄 金壹萬貳千兩

右之通拜借可仰付候、金子之儀ハ於大阪可相渡候、上納儀ハ來丑年被成御用捨候間、來々寅年ヨリ五年賦可為上納候、以上、

また、藩主定英の卒去後、藩主職となつた定彰の時にも三千兩を借り入れしている。

そして、救済策の一つとして間接的に相当の成果を挙げたのは、免租と負債免除であつた。松山藩庁では、凶荒以来家老久松庄右衛門等による実地検分が行われ、その被害の状況によつて大痛・中痛の区分を定めた。享保一八年正月二三日になつて、免租及び負債免除の令が發布された。この令の内容を考察すると、享保一七年の年貢は「村付を以被仰出候分取立」ることにし、その余の田畑の年貢をことごとく免除された。この時の免租は、いろいろな方面にわたつていて、「奉公人寺社並町方共屋敷等の年貢、及び小物成（田畑より徴収する本租に對して雑税を称する）等」の「上納残りの分」もすべて包含された。負債の免除も、相当の広範囲に及んだようであつて、各郡において拝借した穀物・金銭は、一年借のものも年賦償還のものも、ことごとく返済を免除された。

第四節 救済策における伊予小松藩との比較

第三節では、享保の飢饉における松山藩の救済策を論じたが、同藩はこの大飢饉を克服することができなかった。第四節では、松山藩が飢饉を克服することができなかった原因を、飢饉の際に迅速な対応を行ったとされている伊予小松藩と比較しながら論じていく。

小松藩については、『享保十七年壬子歳 會所日記 六』²⁰と、『享保十八癸丑歳 會所日記』²¹をもとに論じていく。

まず、小松藩の飢饉への救済策を述べる前に、飢饉前の天候の状況とウンカの発生状況を述べていきたい。天候についての内容は、『小松町誌』²²の中で用いられている『享保十七年壬子凶年覚書』を参照する。

【天候の状況】

例年、麦が熟れる頃は、天気がよく、麦日和が続きますが、今年も、春雨が度々降つて、それが少のうございました。上の通りの今井・田野・吉田までは、小麦に赤手（病氣）が夥しくついで、種子にはならず、裸麦も同様でした。

田植頃、五月十四日から雨が降り出して、廿八日まで続いたので、人々は、ことの外難儀致しました。このために夏作の粟等も半作も有りませんでした。六月廿日頃から、所々にウンカが発生したので、人々はしきりに残念がり、七月一日から盆までは、神社や寺院で、いろいろな御祈禱を致しました。このウンカの被害で、田の水も川の水も皆赤くなり、くさい臭いでいっぱいでした。こんな有様なので、盆踊りをする者もありませんでした。

ウンカについて（表2・『愛媛県史』²³）であるが、七月八日から九月一日までの損毛状況が収録されている。はなはだ食い痛みが見えるとした七月八日の翌日には、水が醤油のような色になつたとあり、これは脱皮したウンカの抜け殻によるため、異常発生していたことが

表2 伊予小松藩のウンカ被害状況

月日(換算)	内	容
7.8(8/27)		御領分稲に虫つきはなはだ食い痛みが見え追々注進がある。
9		稲虫いよいよ強く、水の色が醬油のようになった。村々虫祈禱を行う。村々昼夜虫送り、…右の虫雲蚊ともいう、蝶のごとく見え、蚊の大きさ、蝶の羽のごとく飛び回る。
10		新居郡は稲に虫気はなかったが、早稲等に追々痛くさりが見える。
12		追々虫食いくさり、半作・皆無同然の村もある。
17(9/5)		村々稲見分け始まる。(7.11江戸藩邸へ注進)
18		下通り(広江・今在家・北条)皆無の様子である。
19		吉田上分・大頭村は虫食いが少ないように見える。
21(9/9)		周布村も大方皆無の様子である。
25-26		妙口・大頭村は稲の見分けの様子がよい。
27(9/15)		妙口・大頭村は稲の見分けの様子がよい。
8.10(9/28)		新居郡上島山・半田は余程いたんでいるが、畑作はよい。
8.15		この間(江戸への注進以降)よい風が吹いたので虫少々減殺様に見える。
16(10/4)		この日から枯稲の見立てが始まる。(大頭村)
9.1(10/19)		枯稲は刈り取ることが許可された。
2		この日から見付谷盛始まる。
3		新居郡早稲4か村で50石納める。
4		大頭村前方の見分けと違い追々はなはだ痛あり。
5		小見付始まる。(妙口)
12		妙口・北川・南川・吉田 小見付
13(10/31)		妙口(～9.10まで実施)
19(11/6)		広江・今在家 小見付、新田に少々残る。
		新屋敷村、川向い共大痛み
		北条村 小見付、～9.17)
		御領分 小見付すべて終わる。
		見立米本田・新田分書付差し出す、控は江戸御用帳にあり。

愛媛県史編纂委員会『愛媛県史 近世 下』(1987年)より

よくわかる。七月一〇日には、皆無同然の村もあるとしているが、これを具体的な地名であげているのは、「下通り皆無の様子」とした七月一七日の記録である。下通りは周敷郡の北条・広江・今在家である。領内のうち山沿い、上手にある新居郡の村々は、下通りに比較して虫食いの進行が遅かった。しかし、多少損毛の程度は軽かったものの大凶作であったことは間違いない。

また、ウンカの防除法であるが、小松藩は、享保一八年四月にかねて仰せられた通り、一反分の苗代に射干草(三本の割合であおぎ風を当て、さらに水口に立て、虫除けのまじないとする)を申し立てた。また、虫付を防ぐため、畦畔に虫の嫌う葱(はと麦)を植えることを村々に触れたとしている。

以上のように、飢饉前の天候やウンカ被害の大きさは、松山藩と大きな差はないと考える。では、なぜ小松藩は餓死者を出すことなく飢饉を乗り越えることができたのか、その救済策の詳細を大きく五つ述べていく。

まず一つ目は、藩士の俸禄制限令を発表した。これによると給人は、家族一人当たり半扶持とした。なお、石高に関する扶持割合は、収納の確定する一月まで保留するものとする。扶持米取りについても減給するとして、同月二〇日から実施した。扶持米取りのうち、在所(小松)勤務の藩士については生活が厳しすぎるとして、九月・十一月に順次改正された。また、九月六日には、「虫付き大変につき、御簡略かたがたが御戻りあそばされる」として、藩船静丸で二五名の江戸詰め・大坂詰め、藩士や中間達が帰郷した。このように、小松藩は凶作についての対応が早かった。

二つ目は、御山(藩有林)を蕨掘に開放したことである。しかし、この結果、当分蕨掘を必要としない者まで山に入り込み、木の根等を掘り起こし、牛馬を使って持ち帰る者まで現れた。そこでこれを防止するために、藩会所が木札(鑑札)を庄屋の証明した難渋者に限って渡すこととし、入山の際にこれを所持させることにした。

三つ目は、飢食を与えたことである。藩は庄屋からの報告の度に会所詰の藩役人を派遣し、飢人を確認して初三升〜五升の飢食を与えていた。ところが幕府への報告以後、飢人が急激に増加したので、庄屋を経由した飢人救済では処理できなくなった。このため、翌年の一月から領内を七つ(①新屋敷村・小松町、②北条村、③妙口村、④北川村・南川村、⑤周布村・吉田村、⑥大頭村・大郷村、⑦新居郡四か村)に区分して、各二名の会所役人(足軽を含む)を配置して飢人救済に当たらせた。飢人の総支給量は米三八四石八斗余(雑穀も含む)、味噌三七〇貫にもなった。また、一二月二〇日には、飢えと寒さで難

渋する下三か村の飢人に大小各五束の薪を支給した。また、同日周布村理兵衛ら三人は、北条村で米一石六斗、今在家村・広江村各米八斗の粥を施与することを藩会所に申し出、許可されている。

四つ目は作夫食（作食）の貸与である。小松藩は生命を維持するための飢食に対して農耕のための飯料を、一八年二月九日から支給した。五つ目は、藩内の医療体制を整えたことである。小松藩は針医者までも動員し、領民は「どこの誰それ」と申し出るだけで、直に診断治療がうけられるような体制をとった。

以上が、享保の飢饉において小松藩が執った救済策である。そして

表3 松山藩・小松藩救済策比較表(1)

	松山藩	小松藩
俸禄制限令	人数扶持を実施 一戸の家族の人数を計算の基礎とし一人当たりの量を決定し、施行。	給人に半人扶持の家族人数分の米を、一人扶持の者には一斗二升と勤務日は二合宛での量扶持を支給する決まりで、御救い扶持に切り替えた。
仮免・免除等	実地検分が行われ、その被害の状況によって、大痛・中痛の区分を定めた。(免租・負債免除)	山寄で畑作地帯の庄屋を召集して仮免を申し受ける。後に、これを取り消し、免租・減税を行う。
拝借金の貸与	最高額一万二〇〇〇両	最低額二〇〇〇両
虫害対策	水田の水抜き（出穂の時期に当たるので、結果が悪くなることも承知の上で指示している。） 鯨の油を利用して防除すること 祈禱、まじない	祈禱や鐘・太鼓を打ち鳴らし、法螺貝を吹いての虫送りや、松明での虫送り。

ここからは、小松藩の救済策と第三節で述べた松山藩の救済策の内容を用いて、松山藩が飢饉を克服できなかった原因を救済策の面から論じていく。

まず(表3)は、両藩共に行った救済策である。支給する米の量や、拝借金の額には違いがあるが、救済策の内容自体は同じと考える。また、松山藩の拝借金の使用法についてであるが、景浦勉氏は、松山藩の借入した拝借金の用途について、飢饉以外に使用された可能性があると述べている²⁴⁾。

次に(表4)は、両藩の救済策の相違点をまとめたものである。ここから松山藩が飢饉を克服できなかった原因を考察する。

まずは、救済策そのものが、米や麦などの物資の給与中心であったことである。もちろん小松藩もそのことを怠ったわけではないが、そのほかにも、医療のために村別の役人を任命し、診断・治療の人数や症状の程度で飢人を区別することなく、診断を希望する者全てに医療を施している。何らかの方法で米や麦、その他の物資が充実したと仮定しても、食料を口にすれば全ての飢人が回復するとは限らない。体力が衰弱して病気にかかり死にいたる者を助けるためにも、医療を充実させ対処していくことが必要であると考えたのではないかと推察できる。

次に、大坂からの救済米の到着に関してである。松山藩が享保一七年一二月から翌正月にかけて救済米の到着が集中しているのに対し、小松藩は一月一〇日に大坂から米と麦が到着している。この約一ヶ月から二ヶ月の差は何なのだろうか。『小松藩會所日記』をみてみると、

(八月) 同十九日(享保十七年) 一、御領分飢人御救之用意二雜穀物大坂二而可相調由相談之上新屋敷治右衛門右之為御用差登、

表4 松山藩・小松藩救済策比較表(2)

松 山 藩
<ul style="list-style-type: none"> ・救助米、賑救品と頒与 享保十七年の末まで飢民に就いて、一日三勺六才を賑給した。 翌一八年元旦より五勺に、さらに一月六日からは、一合ずつ支給。 賑救品は、塩・味噌・あらめ・神馬草・ひじき・ひへ・小粕・芋のくき・醤油の実・糠等のようなもの。 ・銀札一匁について米五合の割合で販売 ・大坂からの救済米の到着(一二月から翌年一月にかけて)
小 松 藩
<ul style="list-style-type: none"> ・代用食用のワラビ掘を許可 藩有林を開放 庄屋発行の木札を持つ者だけに制限すると共に西条の周布・石田・玉之江村の飢人までに許可した。 ・江戸詰藩士二五名が藩船静丸で帰省 彼らは、以後飢人対策班に加わり、飢人調査、扶持米配給、医療対策、麦盗人の見回り役人などで活躍。 ・新屋敷村庄屋近藤治左衛門を大坂に派遣して穀物を調達させる。 藩主の命令で、御蔵金百両持参、十一月一日に米約五〇石と麦六七石到着予定。(予定どおり、物資到着) ・下三村への配慮 参勤中の頼邦のはからいで、被害が最も大きい下三村の飢人のうち薪取りができない者を調査。藩の山小屋にある小大束を、一戸へ五束宛支給し、暖が取れるように配慮。 ・飢人対策において村別の役人を任命。 飢人の調査、扶持支給、医療の世話。 ・医療体制を整える。 針医者までも動員し、領民は「どこぞの誰それ」と申し出るだけで、直に診断治療が受けられるような体制をとる。 ・友救の申し出 庄屋を召集して、領主の救済ばかりでは行き届かないため、民間においても、有志の協力(友救)に救済するように、と申しつけたところ、被害の最もひどい下三村の飢人に粥を施すために、北条村へ米一石六斗、広江村、今在村へ各八斗宛の寄付の申し出があった。 また、小松町の町年寄りら有志が、粥を炊いて飢人に有志したいと申し出た。 ・新麦盗人の防止のため、昼夜村々を巡視。

則此代金兼而江戸被仰下御蔵金百両大坂御役人迄差遣ス、

【意訳】同十九日(享保十七年)一、御領分の飢人を救う用意に

おいて、新屋敷治右衛門を大坂に派遣して穀物を調達させる、則此代金兼ねて江戸からいただいた御蔵金百両を大坂の御役人までおくる。

と記載されているように、小松藩は前もって大坂において穀物の調達をさせている。このことがより早く救済米を獲得することができ、飢人救済に繋がったのではないか。

最後に、小松藩が藩の呼びかけに応じて民間も飢饉の救済に参加したのに対し、松山藩は幕府や藩のみが救済を行っていることである。小松藩において民間が救済に加わるといことは、飢饉の状況から人々の生活が改善されなければ決して実行し得ないことである。これは小松藩の飢饉からの回復の早さを物語っており、先述した救済策の成果によって生み出されたものであると考える。

また、『小松藩會所日記』には、

十二月七日(享保十七年)一、荻生村善左衛門方罷越御巡見様方今朝川之江御越被成候、……(中略)……役人中村々へ立出随分飢人相改殊之外世話いたし候、……(中略)……右村々へ役人差出し、飢人相改候義別而御褒候、右之通無滞相済候付何茂善左衛門へ申方褒美いたし候、上島山庄兵衛も外二差扣居申相済候由甚心いたし候由なり、右之段委細江戸へ言上仕候、

とあり、小松藩の役人が各村々に立ち入って徹底的に飢人を調査したうえ、手厚いきめ細やかな世話をしていることは、誠に感心するところである、と実状調査に訪れた幕府の巡見使が賞賛していることがわかる。

松山藩は飢饉の背景として、異常とさえいえる年貢率の高さや、石

手川の氾濫、台風の到来といった飢饉をさらに悪化させる要因が見られた。また、小松藩に比べて松山藩は大藩であり、藩の隅々にまで救済が行き届くことに時間がかかってしまったということも考えられる。しかし、やはりこれらのこと以上に、飢饉初期の対策や、拝借金の用途について、また救済手段を物資の調達や支給に重点を置いたこと、その後の飢人に対する援助が不足していたことが、飢饉の被害を悪化させる原因でもあるのではないか。

第二章 餓死者の供養について

第一節 餓死者供養塔の建設とその実態

前章では、松山藩における飢饉の原因と、救済策についての問題点を指摘した。本章では、松山藩域において甚大な被害をもたらしたため、社会に大きく爪あとを残した飢饉によって生じた餓死者の供養について考察していく。

松山藩域には餓死者の慰霊碑や墓石が各地に見受けられる⁽²⁵⁾。このことを『愛媛県史』、『松山市史』の記述をもとに現存している供養碑をまとめたものが(表5)であり、全体の所在地を示したものが(地図1)である。供養塔については、調査結果と先行研究をもとに論じていく。

①堀江光明寺前、「三界萬霊塔」

飢饉の餓死者を供養する慰霊碑や墓石の中で最もよく知られているのが、松山市堀江町光明寺前に建立されている供養塔「三界萬霊塔」である。そして、その供養塔に隣接して建てられている享保大飢饉餓死者百五十回忌(明治一四年)の「追遠之碑」に、当時の堀江村やその周辺の惨状や村人の思いが刻まれている。

表5 供養塔所在一覧表

所在地	供養塔	建立日
①堀江町光明寺前	「南無阿弥陀仏 餓死者聖霊 三界萬霊塔」 「追遠之碑」	不明 明治一四(一八八一)年
②平田町日蓮宗妙見寺	「享保十七凶歳餓死百五十年忌」	明治一四年(一八八一)
③安城寺町安祥寺前の民家の傍ら	「一字一石塔」(六基)	安永十年(一七八一) 享和元年(一八〇一) 天保二年(一八三一) 明治一四年(一八八一) 昭和五年(一九三一) 昭和五四年(一九八五)
④西垣生町常光寺	「餓死精霊塔」	(旧:不明) (新:平成一一年)
⑤南高井町西林寺南側	「郷餓死萬霊塔」	不明
⑥南吉田町	「為餓死菩提也」	「享保十七子年 冬ヨリ丑年十一月建之」と碑に記載
⑦東温市重信町(旧浮穴郡)	「餓死萬霊供養塔」	安永十年(一七八一)

距今百五十年享保十七年壬子阪西諸國螟大害稼我松山闔藩之民庶飢餓者多矣官雖

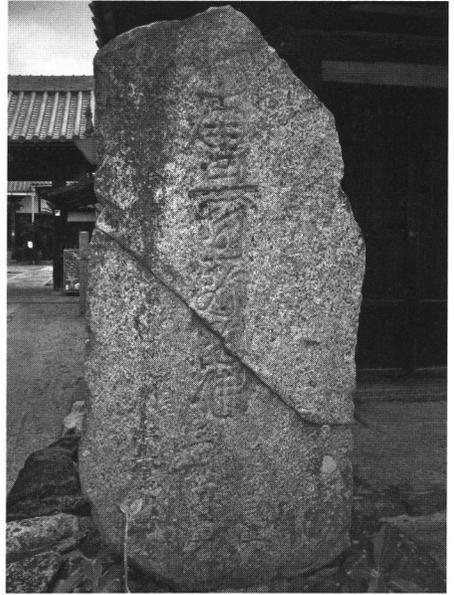
有救荒之政亦不暇遍及或至棄妻孥而離散或嚼草根茹木皮以當糧而以其食異常其養充或羸瘦飢餓而轉溝壑者不可勝數矣和氣郡堀江村



地図1 愛媛新聞社『新・愛媛県万能地図』(2004年)をもとに作成

人員凡八百餘死者過半會官麥糠若干於大坂以分給于飢民漕運始達堀江浦及令諸村就資食是以遠近男女絡繹相踵而衰憊之體有道而既斃者有及至及薨者日殆三四十人以連二旬強餓孱暴露于野亦不暇瘞埋也今茲明治治十四年辛己以百五十回忌辰村人相謀更勒其事實立碑弔之使余記其概畧余其舉之出于德也因題日追遠之碑銘日

ここから読み取れる堀江村の飢饉の現状としては、「食物がひどく不足し、飢えた庶民が多く出た。藩も救荒の対策を試みたが、すべてにわたって救済を行き届かせることはできなかった。家族を棄てて離散する者、草根を噛み、木皮を食い、これを食料にする者もいた。しかし、それは普段の食物と異なることから、栄養を採ることが出来なかった。このことから浮腫を生じたり、はなはだしく痩せ飢えるものは数え切れなかった。和気郡堀江村の人数は約八〇



①堀江町光明寺前「南無阿弥陀仏 餓死者聖霊三界萬霊碑」
 ・本体法量(cm) 高：163 幅：79
 厚：52
 ・造立年月日 不明

○人余りであったが、死ぬ者半数となる。藩は、麦糠若干を大坂で買い、飢民に分け与えた。これを積んだ船が堀江の浦に着くと、村々に食すように言った。このため、遠近の男女が次々に続いて絶えなかった。しかし、衰え疲れた躰のため道すがら倒れる者や、死ぬ者もいた。一日に三、四〇人、これが二〇日間続いた。餓死にした人が地面で雨風にさらされていても、埋葬する暇もなかった。堀江の人々は光明寺の前に大きな穴を掘り、その屍を集めて埋葬した」ということが刻まれている。

またここに明治一四年辛巳百五十回忌の日をもって、村人達がこのことをどうするか考え、改めてその事実を文章として石に刻み込み碑を立てた、ということが読み取れる。²⁶⁾そしてこの石碑に刻まれた文章は、堀江村における飢饉餓死者の供養塔に関する史料として、『門屋家文書』目録を手がかりに筆者が発見した、「享保十七年餓死者建碑并大供養書類留」²⁷⁾の中に同じ文章を見つけることができる。

よって、ここからは前述した史料を基に、堀江村に存在する飢饉供

養塔の実態を明らかにしていく。

この史料は、主に堀江村における供養塔造立に関することが記載されている。

まず注目したいのは、誰が中心となって堀江村に供養塔を建てるに至ったかである。これについては、文書内に記載してある「寄附文」の最後に記してある。

寄附文

夫レ人ハ死ヨリ悲シキハナシ死ハ餓死ヨリ苦シキハナシ而シテ凶荒飢饉ハ人世ノ厄災ニシテ人世ノ惨毒之ヨリ甚タシキハナシ中興享保天明天保ノ飢饉アリ就中享保壬子十七年ノ飢饉ハ大坂以西各國一般ノ厄災ナリ之ヲ聞クモ懼シキ次第ニテ今亦タ其状ヲ述ント筆ヲ採ルモ戦慄ニ堪ヘサルナレバ其大略ヲ言ウナルモ該年ノ凶荒ハ春時ヨリ満空に雲霞一面トナリ為メニ晴天ヲ見サル数月穀菜登ラス米麦ハ更ナリ米麦ノ糠蕎麦皮等モ食ヒ尽シ而草木皮等ニ及ヒ終ニ満野一黙ノ青色タモ見サルニ至リ人民庵瘁或ハ青痕シ妻子離散溝壑ニ轉スル惨状アリ四領主久松家ヨリ米麦ノ糠若干俵ヲ坂市ニ沾需シテ飢民ヲ救ハントシ該船堀江濱ニ塔着ス昨日飢民等該濱ニ到ントシテ途ニ散死ニ或ハ到ルモノ一歩ヲ進ム能ハスシテ散死シ其死尸一日數十人及ヘリト而シテ遺族其死尸ヲ埋ルムモノナシ親子兄弟モ己レ九死一生ノ時ナレバ愛情顧ミルノ違ナク死骸路傍ニ海岸ニ露ス數日后テ之レカ為メ一坑ヲ鑿テ其死尸ヲ集メ之レヲ塚ム今光明寺門前万霊塔是ナリ示後己ニ四十九年ノ星霜ヲ經過ス時ニ聞顧スレバ夢ノ如ク聞クモ信シ難ク慘酷ニ死シタル衆霊ノ心如何ゾヤ之レヲ追思シテ憶□ノ情已ム能ハス且ツ其餓死者ハ當郡村民ニテ即チ各人等ノ曾祖ナルヘシ故ニ余カ發起人トナリ各人等ト合力以テ明治十四年ハ享保餓死者百五十回ノ正當ニ際シ其厄災ノ

事状ヲ勤シ記念碑ヲ光明寺地内建設シ普ク飢者ノ靈魂ヲ集メ諸宗ノ僧侶ヲ招キ恭シク弔祭ヲ執行シ傍ラ後世浮薄奢侈者ノ戒トモ為サレント欲ス有志者□挙賛成戮カアラン事ヲ希望ス

和氣郡堀江村

明治十三年十二月 発起人 門屋長平

この寄附文には、「追遠之碑」に刻まれているものと重複する内容が多いが、雲霞で村が覆われている状況や、大坂から船が到着した際のこと、そして飢饉が起こつて百五十回忌となつたので光明寺前に供養碑を建て、僧侶を招き恭しく弔いの祭りを行ったことなどが記されている。そしてこの文の筆者であり、供養碑造立の発起人であるのが門屋長平である。門屋家は、近世において和氣郡堀江村の大庄屋であり、彼を中心に供養塔を建てるに至つたと考えられる。また、文書の中に「飢者施餓鬼世話人」や「供養世話人」とあり、数名の名前が記されていることから、門屋長平を中心として、彼らが供養塔の造立や弔いの祭りの運営・事務方を引き受けていたのではないだろうか。



「追遠之碑」

・本体法量(cm) 高：193 幅：79
厚：52
・造立年月日 明治一四(一八八一)年
※石碑に刻まれている文章は本文p55
～56を参照

次に供養塔を建立するに当たつての費用についてであるが、これは「有志寄附金」として堀江村、安城寺村、馬木村、福角村、和氣浜村、権現村、大栗村、志津川村、東長門村、西長門村がそれぞれ出し合つている。

この寄附金に関することとして着目したいのが、和氣郡中の村々が供養塔建設に関わっている中で、伊予郡昌農内村が寄附金を出していることである。これについては、昌農内村は享保の飢饉で甚大なる被害を受けた現松前町の地域に存在した村であり、後述するが、時を同じくして伊予郡筒井村で「義農作兵衛」の供養が行われていたことから、この時期に享保の飢饉の百五十回忌ということも含め、松山藩域で飢饉の供養運動があつたのではないかと考える。そのことから、昌農内村は自分の地域の餓死者を悼むと共に、多くの餓死者が倒れていつた堀江村の供養塔建設に寄附金を提供したのではないだろうか。

以上のことから、堀江村に現存する供養塔は、同村の大庄屋であつた門屋長平が発起人となり、堀江村だけでなく他の村も寄附金を出し、餓死者の供養に関わっていることがわかつた。このことから、筆者は堀江村における餓死者の供養は、村や郡を飛び越えた「ヨコ」の供養運動なるものがあつたと考察するに至つた。

また、この供養建設において、支配的組織から援助を受けていた、などという供養塔と国や県との関係性は未確認であるため、村独自で行つたものだと考えられる。

現在では、この事実を後世に伝えることとして、堀江公民館が町内の人を集めて年に一回行つている「史跡巡り」という行事の中で、飢饉の惨状と供養塔について人々に語り継いでいる。

②平田町日蓮宗妙見寺「享保十七凶歳餓死百五十回忌」

この寺の『由緒書き』によると、「享保一七年壬子年凶作、餓死者のため、山越町法華寺第八世日応上人、靈魂追討のため、妙経一

字一石、拝して書写し、妙法首題の塔を建立す、時に享保一九年なり」とある。この享保一九年建立の供養塔は現存しないが、高さ四尺三寸、巾八寸であったと記録されている。百五十回忌にあたる明治一四年には、日蓮上人の六百回忌も兼ねて新たに供養塔を建立した²⁸。しかし、実際に調査に行くと、過去に寺が焼失したことから、供養塔についてこれ以上の詳細な史料は確認できなかった。

③安城寺町安祥寺前の民家の傍ら「一字一石塔」
真言宗において、小石へ経の文字を一字ずつ書して埋め、その上へ塔婆を建立して供養する方法があり、これを五〇年に一回行ってきたものがこの供養塔である。六基は、安城寺町の事業として取り組まれ、寺の檀家ではなく、町の全戸が負担している。経文を書する小石は、伊予の海岸から拾ったものである。大乘妙典の「観音経普門品」を細かく区切り、各戸に割り当て、家族が一字一句小石に記した。供養塔の大きさであるが、町が発展し、繁栄している喜びの気持ちを表すために、町の人が大きくしているものである。また、この供養塔のとこ



②平田町日蓮宗妙見寺「享保十七凶歳餓死百五十年忌」
・本体法量(cm) 高：290 幅：19 厚：17
・造立年月日 明治一四(一八八一)年



③安城寺町安祥寺前の民家の傍ら「一字一石塔」(六基)

左から
「(梵字) 奉供養大乘妙典一字一石」
・本体法量(cm) 高：201 幅：49 厚：42
・造立年月日 昭和五(一九三一)年六月 碑に「昭和五年六月吉祥日建之」とあり。

「(梵字) 奉供養大乘妙見一字一石」
・本体法量(cm) 高：200 幅：38 厚：23
・造立年月日 明治一四(一八八一)年五月 碑に「明治十四年巳年五月吉祥日建之 為餓死聖霊百五十回忌」とあり。

「(梵字) 奉證験大乘妙典一字一石」

・本体法量(cm) 高：190 幅：48 厚：25
・造立年月日 天保二(一八三一)年四月 碑に「維天保二卯歳四月」とあり。

「(梵字) 奉納大乘妙典一字一石」

・本体法量(cm) 高：159 幅：33 厚：25
・造立年月日 享和元(一八〇一)年三月 碑に「享和元年酉歳三月吉祥日」とあり。

「(梵字) 大乘妙典一字一石」

・本体法量(cm) 高41 幅：38 厚：18
・造立年月日 安永十(一七八一)年

「(梵字) 奉供養大乘妙典一字一石塔」

・本体法量(cm) 高209 幅：60 厚：44
・造立年月日 昭和五四(一九八五)年 碑に「維昭和五十四年七月吉祥日建之安城寺町」 「天下泰平国家安全風雨順時五穀成就」とあり。



⑦東温市重信町（旧浮穴郡）「餓死萬霊供養塔」
・本体法量(cm) 高：272 幅：74 厚：34
・造立年月日 安永十(一七八一)年

⑦東温市重信町（旧浮穴郡）「餓死萬霊供養塔」
この供養塔は、安永一〇（一七八一）年に建立されたもので、碑文には「五十回忌邑中 安永十年丑歳 二月十日 餓死萬霊供養塔」



⑥南吉田町「為餓死菩提也」
・本体法量(cm) 高：81 幅：43 厚：9
・造立年月日 「享保十七子年 冬ヨリ 丑年 十一月建之」と碑に記載

と記されている。この碑文から、建立した者はこの村の人間であると推測できる。

以上が、主に松山藩域に現存している享保の飢饉の餓死者に対する供養の実態である。

第二節 作兵衛の供養について

義農作兵衛の研究については、景浦勉氏の研究があるが、『松前町誌』にも記載されているように、これを考察することにあたって、その「美績」が世に賞揚されているにも拘らず、作兵衛に関する当時の記録として現存しているものが、わずかに寺院に残る過去帳・伝承・口碑しかなく、甚だ少ない。

ここでは、先行研究と、「義農作兵衛」、「義農之碑」に基づいて、作兵衛の事績について論じる。

後世に義農と謳われた作兵衛は、元禄元（一六八八）年二月一〇日に、松山藩領の筒井村（現在の伊予郡松前町筒井）の農夫として生をうける。彼は生まれつき温和誠実で、若年の頃からよくその業に励んだ。享保一七（一七三二）年、享保の大飢饉が到来した頃、彼もまた飢えに苦しんでいた。だが、そのような時も作兵衛はいつものように早朝から野良に出て、衰弱しきった身体に鞭打って一反五畝の麦を蒔き終えた。しかしついに、田圃に昏倒して意識不明となった。幸い、近隣の人々に助けられ、家に帰ったが、すでに立ち上がる気力は失せていた。その時、作兵衛の家に麦種子が一斗ばかり俵に入れて残されていた。

村人たちはこれを食用にして飢えをしのごことを勧め、それに対し作兵衛が瀕死の床に横たわりながら言ったことが、安永六（一七七七）年四月一五日に建立された義農作兵衛の頌徳碑「義農之墓」の碑文の一部に刻まれている。³⁴⁾

吾食不可食之食則何有至于此也夫百穀播種而納租稅者民之職也官費資焉君子祿焉國人庇焉然則雜種之貴重非吾命之可此矣故民國之本穀種農之本也若肆然而食尺之則來歲將何以濟國用耶夫食穀種則吾之志而竊欲以報國也吾守死而已矣……

【意訳】吾食べるべきではない。食を食べれば、則ちどうして倒れることがあるか。そもそも百穀種を播き、しかして租税を納めることは、民の職である、官費は種を播いて租税を納めることに助けられ、君子はこれを祿とし、国人はこれに庇われる。もしそうならば、即ち穀種が貴重であることは吾命と比べることはできない。故に、民は国の本、穀種は農の本である。もし勝手きままに、これを食べれば、則ち来年はどのように国用をなさうか。穀種を食べないことは則ち吾志であり、ひそかに国に報いようと思っている。吾死を守るだけである。

このようなことを説き、麦種子の俵を枕に同日従容として餓死した。この他の「美績」といわれていることとして、生計が困難でありながらも、高入れのあった八畝歩の土地を庄屋八右衛門に、荒蕪地を良田化することが農夫の任務であることを説いて買い取り、数年のうちに美田となし、周囲の人々から賞賛され筒井村の模範百姓になったことや、飢饉などの影響で家族を亡くしながらも、己を失うことなく耕作に励む姿があり、驚嘆の他ない。

自分の死を目前にして次年の麦作を憂い、耕作のもとである種子を残して餓死という道を選んだ作兵衛の死は、崩壊寸前の村民を奮い立たせた。以下、このような「美績」を残した作兵衛の供養については、主に「義農神社調書」⁽³⁸⁾、『松前町誌』⁽³⁹⁾によって記述することとする。

作兵衛の壮絶な最期は、筒井村庄屋八兵衛の上申書からも読み取れる。ここには、

……跡二女子一人残り申候二付不便ノ義二存村中相談ノ上作兵衛從弟無縁三郎右衛門卜申者此者常々実躰ニテ御座候故右女子ヲ作職共預リ随分介抱仕候様申付候然レ共小児ノ義殊ノ外弱リ居り申候二付是モ程無ク相果申候……

とあるように、作兵衛の死後に残された長女を作兵衛の従弟の三郎右衛門に預け、介抱した。後に彼女は餓死しているが、飢饉の最中誰もが飢えて苦しむ中でこのような出来事は、村中の仁慈の精神が垣間見られる。

これに対し藩庁は、享保一七年一月二二日に、三郎右衛門に作兵衛の作職を預かること、作兵衛の襲名、追善執行を命じ、米五俵を賜った。

筒井村においては、藩から作兵衛の「美拳」を称揚し、没後三ヶ月後の享保一七年一月二四日鄭重詳細に墓碑の建立を指示した。墓碑の位置、「墓印」のしたため方、石ごしらえなどにあたり、細かい指示が与えられた⁽⁴⁰⁾。その時建立された墓碑が(図1)である。そして、伊予市松前町の義農神社に現存しているものが(画像1)である。

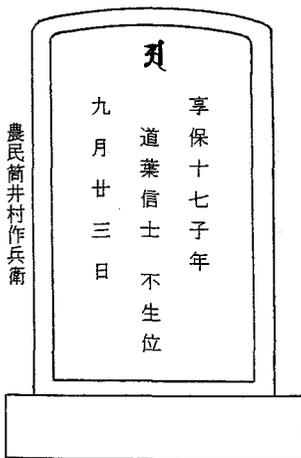


図1 義農作兵衛墓碑

とあることから、(図1)のものとはほぼ合致し、当時のものとみて間違いないと考える。また、作兵衛の墓とされるものの後方には地蔵が刻まれている六基の石碑があり、その風化の状態から同時期に作られたものだと推測できる。石碑の大きさや数から、作兵衛の父、母、妻、長男、長女、次女(次女については様々な疑問が多いがここでは割愛したい。)を表したものでないかと考えられる。しかし、この六基についての詳細な記述は残っていない。

□□子年
 □葉信士不生位
 廿三日

現在では文字が潰れていて全ては読み取れないが、



画像1 作兵衛墓碑



画像2 「義農之墓」

・本体法量(cm) 高：201 幅：106 厚42
 ・造立年月日 安永六(一七七七)年

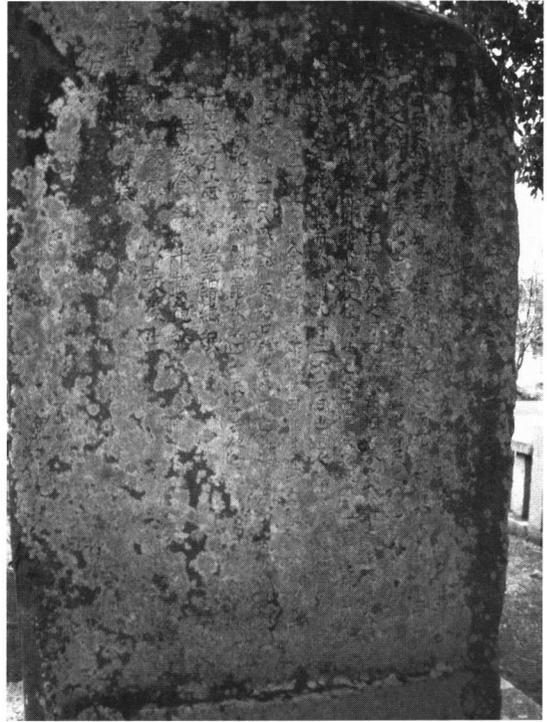
表6 「義農之墓」出役人夫

村名	人分
保免村	13
東余土村	17
西余土村	16
垣生村	28
北川原村	15
筒井村	42.4
西古泉村	12
浜黒田村	16
横田村	14
大溝村	9
水鶴村	9
神崎村	15.3
出作村	18
徳丸村	21
中川原村	18
大間村	12
市之坪村	15
上高柳村	9
恵久美村	13
昌農内村	12
下高柳村	4
東古泉村	9
計	363.7
朱入手伝	4
総計	367.7

松前町誌編集委員会『松前町誌』(一九七九年)より

頌徳碑は正面に「義農之墓」(画像2)と大きく刻まれており、背面には碑文が刻まれている(画像3)。

安永五(一七七六)年六月二三日、藩は作兵衛の事績を後世に伝えるために、石碑(頌徳碑)の建立を命じ、この為に祭祀において年々米一俵を子孫に贈ることを決めた。そして、安永六年六月、石碑建設の為に、伊予郡二四ヶ村より三六三人の人手を出すことを命じた。この時の出役人夫が(表6)である。



画像3 「義農之墓」(背面)

義農姓名某、称作兵衛、伊予国松山府之下邑筒井農夫也、稟性朴実剛介、素励其業焉、享保十七年秋螟為災甚、郡邑救荒之政不暇施、捨業而離散者尤多矣、作兵衛独憂麦田之不易、奮然忍饑餓。自耕數十畝將。播麥種、精力衰耗狼狽還家、因頓特甚遂淚死、隣人論曰、子之命在旦暮、而有麥種滿囊中者、蓋食之而免死乎、作兵衛佛然作色曰、吾食不可食之食則何有至于此也、夫百穀播種而納租稅者民之職也、官費資焉、君子祿焉、国人庇焉、然則雜種之貴重非吾命之可此矣、故民国之本穀種農之本也、若肆然而食尽之、則來歲將何以濟国用耶、夫食穀種則吾之志而、竊欲以報国也、吾守死而已矣、汝勿復言、氣息奄々遂枕麥囊而死矣、則二十三日也、国人感其義氣僉称曰義農、同邑老宿識作兵衛、且記其事者今他尚有焉、頃郡官增田惟貞、適省其墓詳其实喪以白于官官憐恤体兵衛死、且以民風之所系、恐口碑有時而亡、為新其石勸其事、每歲与

米一包於其子孫給、祭祀以旌異於閭離、距死蓋四十五年云、匹夫有志 豈謂編氓 一時餓食 千歲飽聲 嗚呼義農 以表後生 安永五年丙申秋八月 奉命建石勒銘 丹波 成美 謹誌 碑之表 義農之墓⁽⁴⁾

この碑文には、先述したが、作兵衛が享保の飢饉の中、飢餓を忍んで田を耕す姿やその後倒れながらも家にあつた麦種子を来年の国用にと口にせず、死んでいったこと、そして、作兵衛を「義農」と称し碑を立てたことが記載してある。

寛政四(一七九二)年の六十一回忌、九(一七九七)年の六十六回忌には、祭典料として藩庁より米三俵ずつ賜給された。

また、文化一二(一八一五)年一月五日、代官所より米一俵を差し遣わす達しがあり、同一四年には郡奉行が巡回の際、香花料として金百疋を与え、以後毎年このことを行うこととなった。同年、代官所より花生を賜った。

文化二年二月二八日、藩庁より作兵衛の孫に対し、先祖作兵衛の節義を守っているということから、年頭御礼の資格が与えられ、その支度料として米五俵を賜った。

安政五年六月一日、藩庁から毎年一俵であった祭祀料を二俵にすると達しがあった。

文久元(一八六一)年、松山藩諸郡より米一〇〇俵を寄附し、墓地、玉垣・石壇などを修理した。

以上が江戸時代に行われた作兵衛に対する供養である。作兵衛の墓の建立や、頌徳碑の建設については二つの解釈が可能である。まず、単に作兵衛の「美績」を称えたいために供養碑等の建設を行ったといふこと。もう一つは、百姓達に対しての啓発である。この碑文を読ませることによって、藩が求める百姓像を農民達に押し付けると共に、

農民達の今まで以上の統制と資質の向上を図ったのではないか。

では、この時代以降の作兵衛の供養はどのようなものであるのだろうか。

明治三（一八七〇）年、藩庁は百四十回忌にあたって作兵衛の子孫に庄屋格として帯刀御免と、三人扶持を給うこととした。翌年、廃藩置県により恩賜の慣例が廃止されることとなった。これに対して明治六（一八七三）年、筒井村・浜村の有志が集まり義農神社創建の計画書を提出したが、官許を得るまでには至らなかった。しかし、筒井村をはじめ、近郷村々の義農作兵衛賛仰の念が高まり、明治一四（一八八一）年、再び建社願を提出し、官許を得た。後の明治二九（一八九六）年、義農作兵衛「功德表彰会」の開催が決定され、併せて作兵衛に関する詩歌俳句等を全国にわたり募集することにし、正岡子規をはじめ、様々な人が参加した。明治四〇（一九〇七）年になると、旧松山藩主久松定謨夫妻および伊予郡長倉根是翼夫妻が義農の墓に参拝し松前小学校に記念植樹をし、翌年、官許を得て、義農の神霊を同村大字筒井仕出の八幡神社に合祀した。

明治四五（一九一二）年一二月、前内務大臣子爵平田東助⁽⁴³⁾氏が作兵衛の墓に参拝し、記念碑『紀』の建立を計画。碑銘は次の通りである⁽⁴⁴⁾。

義農伊豫郡筒井村人予嘗緝書志見称其行義心竊住今茲南游弔其墓
追蕪往事感懷殊深欲立碑以表之郡之士人釀金助貲之半松前村人又
出石贊乃系以詞並書其由云 大正元年十二月 法学博士子爵 平
田東助 撰

【意訳】義農は伊豫郡筒井村の人である。私はかつて書志をひもときその行義をみた。それは心にひそかに響きとどまった。今ここの南におもむいて其の墓を弔い住年を追蕪し感懷非常に深い。碑を立ててこれを表することとする。郡の士人は釀金して碑の建立

の資産の半分を助ける。松前村の人また、石を出してこれをたすける。すなわち詞をもって並びつらなり其の由を云に書す。大正元年十二月 法学博士子爵 平田東助 撰

平田東助の来訪は義農精神高揚に大きな影響を与え、義農作兵衛の義気を全国に広め、義農精神の体得につとめ、思想善導に寄与しようという気風を起こした。

大正二（一九一三）年三月、伊予郡長松田虎次郎氏が義農会を組織し、義農神社において祭典を執行した。

この他にも『松前町誌』には、大正一一（一九二二）年『尋常小学校修身書五』に作兵衛のことが載せられ、愛媛新聞が作兵衛の事績を取り上げたり、様々な人々の参拝や作兵衛の祭典が行われていることが記述されている。現在では毎年四月二三日を義農祭日とし、盛大な供養が行われている。

江戸時代の作兵衛の供養は、藩と作兵衛の子孫間で行われるものがほとんどであったが、明治以降になると、作兵衛の事績を称える祭典が多くなり、その規模も筒井村という村単位から、全国に至るまで広がっている。これも、平田東助などの著名人の訪問、作兵衛の精神の高揚を高めるための組織の形成が効力を発揮したものであろう。また、時代が進むにつれて情報の発達も「義農作兵衛」を全国に広めていったものとして大きく関わっていると考ええる。加えて、江戸時代における作兵衛の供養と大きく異なっている点として、作兵衛が「神」という位置づけになったことである。前文で江戸時代において、作兵衛の頌徳碑を立てることで藩が百姓達に対して啓発を行ったのではないかと前述したが、明治以降はそのことに留まらず、作兵衛を「神」として祀ることで、作兵衛のように「国に尽くし生きる」ということを民衆に認識させ、このような資質をもった民衆の育成を求めたので

はないだろうか。

第三節 餓死者供養塔と作兵衛の供養の比較

餓死者供養塔と作兵衛の供養の相違点は、それぞれの供養の実行者が異なっていることである。先述したが、堀江村における餓死者供養塔の建設については、当時有力者であった門屋長平を発起人として村民が中心となつて行っている。そして、他の地域の供養塔もほぼ同時期に建てられていることから、堀江村同様、村民が中心となつて供養塔を建設する動きがあつたと考えられる。

それに対し作兵衛の供養は、筒井村民や藩が作兵衛を讃えることに始まり、後に国という巨大な支配組織を挙げて供養が行われている。

また、支配組織が供養に関わることの利点としては、後世にこの事実を正確に残すことが可能であるということである。それに対し、餓死者の供養塔は現存しているという事実はあるが、それについての史実は堀江村の文書のみであり、作兵衛のようにその後の供養の行い方などの情報が非常に少ない。また、藩という大きな組織が供養に関わることによって、きめ細かい供養を行うことができるという利点も挙げられる。作兵衛の供養のきめ細やかさは先述したことから確認できる。作兵衛は義農と呼ばれるにふさわしい「美績」を残しているからこそ、藩も作兵衛の供養に力をいれたのであろう。しかし、美績さえ残してはいないが、飢饉で苦しんだ餓死者ということに関しては、作兵衛以外の餓死者も同じ享保の大飢饉の犠牲者であることには変わりはない。しかも、あれだけの餓死者を記録しておきながら、藩が彼らに対するその後の供養を行ったという事実を発見できないことにも疑問を感じる。

支配組織が村ごとの餓死者供養塔に関わっていないと仮定すると、その理由として、筆者は飢饉の救済策が十分なものではなかったこと

に關係していると考ええる。先述したが、小松藩に比べて松山藩は、飢饉後の飢人に対する支援が十分でなかったと考察した。このような現状の中、当時すでに死んでしまった餓死者の供養まで力が行き届くわけもなく、この事実自体が時間とともに風化していったのではない。しかし、堀江村の文書から昌農内村の名称を確認できたことから、支配組織が直接的に供養塔の造立に関わっていないにせよ、義農作兵衛の供養が「享保の餓死者の供養運動」の原動力となり、間接的ではあるが、供養塔造立に影響を与えたのではないかと筆者は考察する。

次に支配組織が供養に関わることへの欠点として、影響力の大きさが挙げられる。先述したように、作兵衛を供養することによって、そのことを賞賛することに留まらず、民衆に対する啓発を促すことになつたとみられる。それは民衆自身の内面的な啓発と同時に、外面的に、国に尽くすということはこのようなことであり、作兵衛を見習うべきである、と国が強制しているようにも考えられる。これは民衆の生き方を束縛し、社会の奉仕者としての自覚を持たせるために、作兵衛の美績を藩が利用したと考えられるのではないだろうか。

第三章 各地の飢饉における供養の実態

前章で松山藩域における享保の飢饉の供養塔について述べた。そして、この松山藩域に存在する供養塔の特徴をより明確にするために、それとは異なる地域の供養との比較が必要だと考える。よって、第三章では、全国的に飢饉供養のモニメントとされている供養塔の研究が最も盛んである津軽地方の飢饉供養塔について、及び、松山藩域と同じく享保の飢饉の被害を受けた九州地方の供養の在り方について述べると共に、松山藩の飢饉供養の実態との比較を行いたい。

第一節 津軽地方における飢饉供養の実態

江戸時代に東北地方を襲った代表的な飢饉としては、元禄、天明、宝暦、天保のいわゆる四大飢饉が有名である。ここでは、関根達人氏の「飢饉供養塔から見た北奥近世社会の一側面」⁴⁵と「供養塔の基礎的調査に基づく飢饉と近世社会のシステムの研究」⁴⁶を参考に、東北地方、とりわけ飢饉供養塔の造立が極めて盛んな津軽地方に焦点をあてて、代表的な飢饉における飢饉供養塔の造営のあり方を考察したい。

これまでに旧弘前藩ならびに旧黒石領において確認されている津軽地方の飢饉供養塔は、一〇四基である。飢饉毎に分けると、元禄の飢饉に関するものが二基、天明の飢饉に冠する者が九八基、天保の飢饉に関するもの四基となる。同様に、南部・下北地方では、宝暦の飢饉に関するものが一基、天明の飢饉に関するもの一九基、天保の飢饉に関するもの四基の合計二四基の飢饉供養塔を確認している。

また、既に飢饉供養塔の集成がなされている宮城県の場合、飢饉在銘供養塔として、九二基が報告されている。しかし、このうち飢饉供養塔と断定できるものは八一基で、内訳は、宝暦の飢饉に関するものが一基、天明の飢饉に関するものが三九基、天保の飢饉に関するものが四一基となる。

津軽地方における飢饉供養塔の特徴は、第一に天明の飢饉に関するものが非常に多いことであり、第二に村を単位とする地域共同体により造立された供養塔が多いこと、第三に自然石に銘文を刻んだものが多数を占めている点にある。

第一の特徴については、天明の飢饉の発生後、十三回忌・十七回忌・二十三回忌・二十七回忌・三十三回忌・五十回忌に関して回忌を明記した供養塔が造立されており、一般に弔い上げとされる五十回忌にあたる天保二〜四（一八三一〜三三）年には、二七基もの飢饉供養塔が営まれるなど、ある種「流行」の感さえ見受けられる。

第二の特徴については、碑文から造立者が判明する供養塔八七基のうち、半数近い四〇基が村や町といった地域共同体名で建てられている点がある。下北・南部地方の場合、飢饉供養塔と断定でき、なおかつ造立者を碑文から特定できるものは一四基しかないが、このうち町や村で建てられたものはわずかに二基のみである。宮城県の場合、飢饉供養塔と断定できる在銘供養塔のうち、造立者が特定できるものは六三基で、うち町や村の名で建てられたのは一一基に留まり、多くの供養塔は複数の個人名で建てられている。

第三の特徴は、飢饉供養塔の形状に関するものであるが、自然石の占める比率は、津軽地方で約八割、下北・南部地方で約三割、宮城県内で四割強となっている。

ではここから、年代をおって供養塔に関わる変化を考察していく。

①元禄の飢饉

元禄の飢饉は、元禄年間（一六八八〜一七〇四）に凶作不作が起り、特に一六九五年と一七〇二年の長雨と早冷によって飢饉となった。元禄の飢饉に関する供養塔は、城下町弘前と、津軽領九浦の筆頭であった青森町に一基ずつ存在する。

弘前和徳専修寺の供養塔は、元禄の飢饉の二十三回忌にあたる享保二（一七一七）年、地元の有力町人と思われる七名が施主となって建てられた。関根氏が提示している「国日記」によれば、天明の飢饉に際し、天明三（一七八三）年に「極難」者対策として弘前城下和徳町末に「施主小屋」の設置が決定され、のちに「乞食頭丁介」の敷地内に「非人小屋」が設けられるまでの間、機能していたと考えられる。

青森本町蓮華寺の供養塔は、元禄の飢饉の十三回忌に当たる宝永四（一七〇七）年、青森横町の有力な商人であり、蓮華寺の八世である日考上人の勧進により、飢饉の犠牲者を埋葬した塚の上に、一字一石経の納経碑を兼ねて建てられた。また、天明の飢饉に際して、蓮華寺

の日要上人は、餓死者を境内に埋葬・供養したため「飢渴上人」と呼ばれたとされている。

以上、津軽領における元禄の飢饉供養塔は、いずれも、都市に住む富裕な有力町人が施主となり、施行（非人）小屋に隣接して設けられた可能性の高い、無縁者の大規模の遺体埋葬場に建てられている。元禄の飢饉の段階では、飢饉の犠牲となった多くの無縁者の供養は、専ら厚志の都市有力町人が担い、天明の飢饉の後に見られる地域共同体主導による供養塔の造立ブームのような万民を挙げての大規模な展開はみられない。

②天明の飢饉

前述のように、津軽領では、天明の飢饉以後、主として町や村といった地域共同体により、回忌に当たる年に、自然石を利用した供養塔が盛んに建てられた。地域共同体が施主となっている天明の飢饉供養塔四〇基のうち、単独の村で建てられたものが二八基を占めるが、二箇所共同で造立しているもの六基、三箇所共同のもの五基、一〇箇所が名を連ねるものも一基存在する。

天明の飢饉の供養塔の分布は一樣ではなく、津軽平野の南半部に偏る傾向が見られる。北半部では、岩木川沿いに分布が限定される。天明の飢饉の供養塔は、津軽平野の南半部の中でも、とりわけ弘前の城下町とその周辺、すなわち岩木山の東南麓にあたる高杉組や駒越組、浅瀬組石川に沿った田舎館組に濃密に分布している。ここでは、天明の飢饉供養塔が集中する二地域と、題目講中により建てられた供養塔を取り上げる。

まず、岩木山東南麓である。この地域では、天明の飢饉供養塔一〇基が確認されており、様式的に三種類に分類でき、分布上も地域的なまとまりを持つ。

最も主流なのが、自然石の上部に円相を刻み、その下に名号と蓮華

を配置した供養塔で、画一性が極めて高い。このタイプの供養塔は、東は一町田から西は葛原まで東西約五キロメートル、南北約三キロメートルの範囲に七基集中して存在するが、津軽領内でもこの地区にか見られない。回忌別に見ると、一七回忌に相当するものが賀田と宮地の二基、二七回忌に相当するものが高屋・八幡・新岡の三基となる。この地区では、おそらく隣接する村同士が互いを意識しあう中で一七回忌以降、先に建てられた供養塔を真似る形で、飢饉供養塔の造営を次々と展開していったと考えられる。

次に、額縁を彫り、その中に種字「ア」（胎蔵界大日如来）と「餓死供養塔」の文字を刻んだものは、岩木山東南麓でも最も西側に奥まった地区である百沢と高岡・親法師の三箇所共同で建てられている。なお、この地区は、岩木山神社・百沢寺をはじめ、弘前藩の最重要宗教施設が集中する場所でもある。

上記二種類の供養塔とは異なるタイプのものが、百沢街道から北へややはずれた上田にある。この供養塔は五十回忌に植田村が隣接する細腰村・愛宕村と共同で建てたもので、自然石に「キリク」（阿弥陀如来）と「卯辰両歳飢渴死亡供養塔」の文字を刻んでおり、岩木山東南麓域では造立の最後を飾るのにふさわしい最も大きな供養塔である。

以上のように、岩木山東南麓の地域は、天明の飢饉供養塔の在り方から三地区に分けられ、各々の地区は、行政単位である組とは関係性が薄く、むしろ立地環境の類似性に起因する地縁的まとまりとして理解することが可能であるとされている。

次に、岩木川流域ならびにその支流である相馬川流域は、前述した岩木山東南麓とならんで、津軽領で天明の飢饉供養塔が最も集中する地域である。岩木川流域には五基の天明の飢饉供養塔が存在し、相馬川流域では四基の天明の飢饉供養塔が存在する。

岩木川流域で供養塔が分布するのは、平野部が比較的広くなる田代までであり、天明の飢饉の一三回忌に当たる寛政八（一七九六）年に四基の供養塔が集中して建てられている。しかも、国吉と田代は二月十五日、桜庭と中畑は三月三日と、同じ日に二箇所供養塔が造立されている点が注目される。この中で最も規模の大きい中畑の正林庵にある供養塔は、いずれも岩木川上流に属する一〇箇村と一名の個人（佐山氏）が施主となつて建てられている。中畑の飢饉供養塔の施主となつている下流に位置する国吉・桜庭・田代の三箇所は、前述した中畑の供養塔と同じ年にそれぞれ個別に供養塔を造立している。これは、上流の村内に供養塔は造立されていないのと比べると対照的な現象である。また、中畑正林庵の供養塔の施主に名を連ねる一〇箇村のうち、比較的下流に位置する地域は、岩木川沿いに耕作可能な平地が広がっているのに対して、上流の地域は傾斜地が目立ち、水田稲作には極めて不向きな場所である。事実、関根氏が提示している「平山日記」では、上流に位置する村の村位が下であるのに対して、下流地域の村は上と評価されている。それに加えて、上流に位置する大秋村は、天明の飢饉を受けて五〇軒もの家の減少が見られ、天明の飢饉の十三回忌に村単独で供養塔を建てられる状況になかったことがわかる。ここから、村位が下と評価された他の村も同じような状況であったことが推測される。

この地域の中では、経済基盤が比較的強い下流の村は、中畑正林庵に供養塔を連ねる一方で、同時に各村域内に独自の供養塔を造立した。反対に、経済基盤が弱く、独自に供養塔を造立するだけの余力を持たない上流部の村々は、中畑正林庵の飢饉供養塔に名を連ねることで、精神面でも飢饉を克服し、地域共同体の再生を果たしたことを対外的に表明したとされている。

最後に、黒石領に接する猿賀組追子野木村にある供養塔である。こ

の供養塔は天明の飢饉の二三回忌に当たる文化三（一八〇六）年三月、追子野木村の題目講中の人々によって建てられた。当時の追子野木村の題目講は、黒石妙経寺の一八世日宣上人が勸唱を努めていた。日宣は文化六（一八〇九）年十一月、黒石妙経寺に移る以前の住職地でも供養塔を建てている。

飢饉供養塔に題目を刻んだものや日蓮上人の五百五十遠回忌を兼ねたものは、黒石から田舎館周辺に多く見られる。そのうち、黒石城下元町と田舎館細畑中の供養塔は、それぞれの地元の講中が施主となつている。これらは、黒石妙経寺の日宣によって展開された飢饉供養を組み込んだ宗教活動の現れであるとされている。また関根氏は、津軽領の天明飢饉供養塔九八基のうち八基は碑文から何らかの講中により立てられたことから、村や町といった地域共同体には及ばないものの、飢饉供養塔造立の上で、既存の宗教的・経済的・社会的集団の果たした役割を無視できないと指摘している。

③天保の飢饉

津軽領における天保の飢饉の供養塔は四基と、天明の飢饉の供養塔に比べて非常に少ない。その理由を考える上で重要なのが、嘉永六（一八五三）年に建てられた和徳専修寺の供養塔である。

弘前市の指定文化財である和徳専修寺天明飢饉の供養塔は、高さ三・三六メートル、幅二・八メートル、厚さ一・一八メートルの北奥最大の飢饉供養塔である。本供養塔は、工藤慶助と松嶋伊兵衛の発願により、弘前の大商人三國屋久左衛門こと工藤惟徳以下四名を施主に、和徳町の若者講中と三名の人物が世話人を務めて、弘前周辺の四〇町村六、三九〇名の手伝いによって造立された。手伝いを出した町村は、南北約一〇キロメートル、東西約一八キロメートルの広範囲に及ぶ。

天明の飢饉に関しては、先述したように中畑正林庵の供養塔が地域

一〇箇村の共同で建てられているものの、それは例外に属し、他は全て三箇村以下で造立されていた。違いは、単に供養塔の造立に加わった村の数だけではない。より根本的な違いは、天明の飢饉の供養塔の場合、町村という村の共同体自体が施主だったのに対して、和徳専修寺の天保飢饉供養塔は、地元の有力者の呼びかけで、大商人が資金を提供し、それに応える形で広範囲から労働力を提供すべく人が集まっている点にある。すなわち、和徳専修寺の天保飢饉供養塔の場合、町村毎に手伝い人数が集められ、町や村といった地域共同体が造立に何らかの役割を果たしている訳ではない。地域共同体が前面に出ることはなく、また直接行政が関与することもない。施主である弘前の大商人から何らかの報酬を受けた可能性はあるが、基本的には供養に参加したいと願う多くの人々の姿を読み取ることができると関根氏は述べている。

以上が、対象とする飢饉毎の津軽地方の飢饉供養塔の造営の在り方である。

第二節 九州地方における供養の実態

享保の飢饉において、松山藩と同じく被害を受けたのが九州地方である。その中でもここでは福岡・長崎の地域に焦点を当て、飢饉供養の実態を述べていく。

まず、最初に福岡藩地域について述べることにする。

この地域も、前述したが、享保の飢饉の被害を受けた地域であり、飢饉における人的被害に関しては、史料により大きな違いがあるが、人口の約二割に当たる約六〇七万人が死亡したという説が有力である⁽⁴⁷⁾。では、享保の飢饉後、この地域では、餓死者に対する供養ではどのようなことが行われていたのだろうか。

まずは、松山藩や東北の津軽領地域と同じく、飢饉供養塔の造立で

ある。関根氏によると、福岡藩地域において二つの供養塔の詳細が確認されている⁽⁴⁸⁾。

その一つ目は、福岡県粕屋町酒殿の泉蔵寺境内に建てられた供養塔である。この供養塔は、享保の飢饉の三年後、地元の若者が施主となり建てられた。供養塔の場所は現在でも百人塚や飢人塚と呼ばれ、享保の飢饉供養塔の側には、同じく享保の飢饉の犠牲者の霊を慰めるべく、地元の青年たちが大正元年と昭和六年に建てた供養塔二基が存在する。この供養塔は、享保の飢饉の記憶が近代以降も人々に長く語り継がれたことを意味するものとして注目されている。

二つ目は、福岡県大野城市乙金の高原家墓所にある供養塔である。この供養塔は、享保の飢饉やその後には救民活動を行った庄屋層が、飢饉の犠牲者の供養と、自ら(先祖)の事蹟を後世に伝えることを兼ねて建てたものであり、どちらかというの後者に力点が置かれている。

そしてもう一つ注目したいのが、飢饉による死者の霊を供養するために造立された飢人地蔵についてである。この地蔵尊の呼び名は、主に福岡県福岡市のもので、他の地方では聞かれない地蔵名であり、西野氏によると、福岡藩における飢饉と地蔵信仰に結びつく古文書・古記録等は未確認である。『大乘大集地蔵十輪経』や『地蔵菩薩本願経』などの地蔵經典に書かれている、地蔵菩薩に帰依することにより得られる功德から見れば、飢人地蔵が飢饉や疫病の流行の情勢下において、その恐怖や苦しみから逃れたいとする現世利益の願いと、飢饉・疫病などによる非業死者に対する哀れみの心に加えて、その死者が怨霊となつて祟りを起こすことを恐れ、その霊を供養するために造立されたことは間違いないとされている。また、地蔵菩薩を信仰すると得られる「十種の利益」の中に「土地豊穰」が説かれていることから、飢饉対策としての信仰の下地があったことがわかる。

また、日本への地蔵信仰の伝来と発達については、奈良時代に、入

唐僧などにより唐から經典や仏像が伝来し、それとともに当時中国で盛んになっていた地藏信仰も伝来したと考えられている。平安期になると、『靈驗記』や『今昔物語集』に地藏説話があらわれるようになり、天台浄土教の発達にともない、地藏の利益は天台宗の僧侶や貴族の間で注目されはじめるのであるが、当時の天台浄土教では、地藏は多くの場合、弥陀五尊（阿弥陀を本尊として観音・勢至・地藏・竜樹を配する形式）の造像形式の中で、阿弥陀を取り囲む聖衆の一員として礼拝されるに留まっておき、単独で造像崇拝される専修的信仰はまだ発達していなかった。それが、平安後期に至り、民間にも仏教が広く浸透するにつれて、地藏信仰も発達したとされている。

現在、福岡市一八ヶ所にある地藏尊及び供養塔の所在と、行われている供養祭は次の通りである。

- ①西 区：上ノ原の六地藏、今宿横町・徳正寺の地藏、今宿上町の観音堂、今宿東松原の地藏堂
- ②早良区：祖原・顕乗寺の地藏堂（七月二四日、供養祭）、西、神の原の飢人地藏と彫つてある自然石（四月二四日、供養祭）、野芥・円応寺の地藏と自然石
- ③中央区：桜坂の地藏菩薩（四月四日、供養祭）、桜坂の味噌喰い地藏（八月二四日、味噌喰い地藏祭り）、知行・圓徳寺のおにぎり地藏（八月二四日、供養祭）、今泉・長圓寺の地藏堂（八月二四日、地藏尊祭り）
- ④博多区：千代町の地藏堂（八月二四日、供養祭）、中洲川端飢人地藏尊（八月二三日、二四日、飢人地藏夏祭り）

その中の、現在博多区中洲二丁目博多川水車橋畔において川端地藏組合が行っている「飢人地藏尊夏祭り」では、まず、祭りの数日前に「供米袋（お賽銭袋）」が博多の町へ配られる。この供米袋の中には、由緒書と供養札が同封されており、由緒書にはこの地藏祭りの由来がわ

かりやすく記されている。供養札には、「○○先祖代々之霊」と印刷されており、○○の所には供養者名を書き入れられる。この供養札は、八月二四日の夜に浄土宗妙見寺の住職が、飢人地藏堂の手前にて読経の際に札に記されている供養者名を読み上げていき、読み上げられた札は、当番の人たちが順次、燈籠の中に入れて博多川に流していく。

現在における飢人地藏尊とその地藏祭の存在意義は、飢饉の悲惨さを後世の人々に伝え、先祖の供養を行うとともに、願い事がかなうという現世利己的な信仰対象にもなっていると考えられる。西野氏は、西日本におけるサネモリ信仰から、非業の死を遂げた先死者が飢饉や疫病を引き起こすといった御霊信仰も大きく関わっているとし、福岡地域における飢饉からの救済信仰は、生きている人々を恨み、祟る非業死者の霊を地藏菩薩を以って供養することによって、飢饉や疫病から現世に生きる人々を守り、救済するといったものであることも見えてくると述べている。

以上が、福岡地域の享保の飢饉における供養の実態である。

次に、佐賀藩地域における享保の飢饉供養の実態を述べていく。

この地域も、享保の飢饉の被害を受けた一つの地域であり、その人的被害は餓死・疫病死合わせて約一二十万人が犠牲になったとされている。甚大なる被害を受けた佐賀藩地域の供養の実態であるが、二基の供養塔の造立が確認されている。

一つ目は、佐賀県鹿島市山浦の源昌寺境内にある供養塔である。この供養塔は、鎌倉時代以来この地方を支配し、江戸時代には佐賀藩の要職であった深江氏が、知行地内で餓死した一八〇人を哀れみ、享保の飢饉の翌年、菩提寺に建てたもので、領主層による撫民策の現れといえると思われる。

二つ目は、佐賀県太良町川上神社跡地にある供養塔である。この供養塔は、享保飢饉の五十回忌にあたる安永九（一七八〇）年、再びこ

の地方を襲ったウンカが退治されることと、五穀豊穡を祈願するため、地元の有力者層によって建てられた。繰り返されるウンカの被害を前にして、享保の飢饉の犠牲者の供養と、「毒虫退治耕作豊饒」という現世利益とが結びついたことを示す事例といえる。

以上が、佐賀藩地域における享保の飢饉供養の実態である。

第三節 東北地方・九州地方を踏まえた伊予松山藩の供養の特徴

ではここから、前述した二つの地方の事例を踏まえ、松山藩域に現存する供養塔の特徴を探ってみる。

特徴として挙げられるのが、供養塔の造営の在り方である。東北地方では前述したように、元禄・天明・天保の飢饉によって供養塔の造立の在り方に違いが見受けられる。松山地域の供養塔の場合は、文書が発見された堀江村に焦点を当てると、発起人は堀江村の門屋長平であり、供養塔も堀江地区内に存在するものの、郡内ましてや郡を越えて、他の村からの寄附金が見られることから、「村」という一つの共同体を超えて、飢饉の餓死者を供養する目的のためにヨコの「運動」が行われた可能性がある。現に、堀江町に現存する供養塔に関する文書の中から、同村が供養塔を造立する以前からその造立に着手している安城寺村の名前が確認できることから、堀江村が安城寺村の影響を受け、供養塔を建てるに至ったとも考えられるし、実際に供養塔を建てる際に、安城寺の人々から指示を受けた可能性もある。このことから、平田町に供養塔に関する記述は文書には見受けられないが、堀江村・安城寺村の近隣に位置するということもあり、この「運動」の影響があった可能性が十分にあると考えられる。

しかし、この「運動」の起こりが言えるのは、堀江町・平田町・安城寺町に存在する供養塔だけであり、他の供養塔は造立日が不明であったり、史料が未確認であることから、松山地域全体の「運動」とし

て捉えるとなると少し難しい。しかし、堀江村の供養塔造立の寄附金として、現松前町域に位置する昌農内村の村民の名称を確認できることや、松前町域では政府のバックアップのもとで作兵衛の供養を大々的に行っていたことから、享保の飢饉供養の流れが松山藩域全体に広がり、「運動」に繋がったと考えることもできるのではないか。

なお、南吉田町に現存する供養塔には、傍らに地藏尊が六体存在している。これについての情報は未確認であるが、福岡藩の飢饉による死者の霊を供養するために造立された飢人地藏についての西野氏の研究を参照すれば、南吉田町の供養碑にも「為餓死菩提也」と刻まれていることから、「飢人地藏」としての性格をもっているのではないかと推測できる。

以上が、東北地方・九州地方を踏まえた伊予松山藩の供養の特徴である。

おわりに

本稿では、松山地域を素材に享保の大飢饉における餓死者の供養について、またこれを述べるにあたって、飢饉の実態と救済策について論じてきた。

松山藩の享保の大飢饉における原因としては、虫害という直接的な原因や、徳川幕府における社会機構の中での百姓の生活実態という、飢饉全体の間接的原因、当時の松山藩における自然的背景、そして飢饉の拡大に拍車をかけたであろう、松山藩の異常なまでの年貢率の高さと飢饉前の災害対策が挙げられる。そして、飢饉到来における救済策について『小松藩會所日記』をもとに、なぜ松山藩が多数の餓死者を出すことになったのか、小松藩との比較を行い検討した。ここで、松山藩の飢饉初期の対策の遅れ、給与を米などの物資に頼っていたこ

と、飢饉後の飢人の救済援助について考察した。このことに関しては、今回は小松藩のみとの比較であったが、飢饉前の他藩の情勢や、高市晋氏が問題としていた飢饉における餓死者人数についての内容も考慮し、検討する必要があると考える。

餓死者の供養については、まず、供養塔造立について考察を行った。発起人は堀江村の門屋長平であるが、他の村も餓死者供養のために寄附金を出し、供養塔造立に協力していることから、「村」という一つの共同体を超えて、飢饉の餓死者を供養する目的のために近隣の村同士の間での「運動」が行われた可能性がある。そしてこの「運動」は、堀江の供養塔に関する文書でも確認できるように、義農作兵衛の供養を国を挙げて行っていた現松前町の中に位置する昌農内村の名前もあることから、当時、松山地域全体で餓死者の供養運動があった可能性がある。

また、堀江村の文書から昌農内村の名称を確認できたことから、支配組織が直接的に供養塔の造立に関わっていないにせよ、義農作兵衛の供養を基に「享保の餓死者の供養運動」という風を松山地域に吹かせ、間接的ではあるが、供養塔造立に少なからず影響を与えたのではないだろうか。

次に義農作兵衛について、先行研究と「義農作兵衛」、「義農之碑」を用いてその「美績」を論じた。また、作兵衛の供養については、「義農社調書」と「松前町誌」を用いた。ここでは、主に支配組織が供養を行っていることが分かった。また、江戸時代までは祭祀料として米の給賜など、作兵衛の子孫に対しての支援が主であり、江戸時代以降は、作兵衛の高揚精神を高めるために祭典の開催が行われ、その規模も全国に広がった。それ以後も、新聞や教育面においてまで作兵衛の事績が取り扱われている。

また、餓死者供養塔と作兵衛の供養を比較すると、享保の飢饉の餓

死者の供養に関して、村中心で行っているものと、支配組織が行っているものの二つに分類できることが明らかになった。また、供養に支配組織が関わるることによって、表面的には作兵衛の事績を讀んでいるが、実際には民衆に対して「国に尽くし生きる」という国民像を押し付け、社会の奉仕者としての自覚を持たせるといふ啓発的な側面を持っていることを考察している。

二〇一一年三月、我が国では世界をも震撼させる東日本大震災が発生した。その犠牲者となった人々の数は計り知れず、未だに安否不明者も大勢いる。この震災は、モノが満ち溢れ、何不自由なく生活している私たちの「当たり前前の生活」を一瞬にして奪うものであり、周囲のモノや人々が消え去るという変化が起きた。しかし震災は、現代人における今までの「当たり前前」という価値観を変化させるという積極的な変化も生んだ。震災の傷は未だ癒えてはいないが、立ち上がるために多くの人が繋がり、日本に大きな絆ができていく。この絆は沢山の犠牲者の存在の上にできたものであり、私たちはこのことを忘れてはいけない。しかし、本来ならば震災なくしても、モノが溢れていることへのありがたさや、自分を支えてくれる周囲の人への感謝の気持ちは大切に持っている必要があるが、私たちの心の中には「当たり前」という思いが増幅しがちである。これからの日本が「絆」を大切にし国を再建していくためにも、そして私達が感謝の気持ちを持たずには持ち続け、次の世代へこの思いをバトンタッチするためにも、この震災で日本人がどのように生きていったのかという歴史を伝えていくことが必然である。

今回筆者は松山地域における享保の飢饉の供養について考察した。供養塔を造立するにあたって、いくつかの村同士が協力し造立したことや、飢饉供養運動なるものが松山藩に存在したという可能性を提示することができたが、飢饉後の人々の生き方や、飢饉の後世への伝え

方までたどり着けることができなかつた。しかし、震災に加え、飢饉という自然災害の凄まじい現実を今以上に考えたり、歴史を伝える重要性やそれを知って今の自分を振り返る重要性というものを考えるきっかけになれば幸いである。そしてこれから先、松山地域の飢饉供養について新たな研究が行われることを期待する。

注

(1) 清水正史「享保の大飢饉前後の松山藩」(『伊豫史談』二六六号 一九八七年三月)

(2) 伊予史談会『垂憲録・垂憲録拾遺』(一九八六年)

(3) 菊池勇夫『近世の飢饉』(吉川弘文館 一九九七年)

(4) 愛媛県史編纂委員会『愛媛県史 近世 下』(一九八七年)

(5) 前掲(3)

(6) 前掲(4)

(7) 景浦勉「享保の飢饉と松山藩の救済策」(『伊豫史談』三三三三号 二〇〇四年)

(8) 前掲(4)

(9) 前掲(1)

(10) 享保五(一七二〇)年、第四代藩主定直が死去すると、第五藩主として、

定直の三男定秀が松山領一五万石を相続した(長男は五歳、次男は三歳で夭折)。定直は生前、定英の異母弟定彰に分知(土地を分けて持たせる)の気持ちを持っていたので、松山藩では、その遺志を幕府に願い出たところ、松山藩の新田の内から一万石を分知し、支藩をつくることを認められた。そこで新しくできた支藩を、松山新田藩と呼ぶことになった。しかし、定彰が分知を受けた一万石というのは、郡や村を指定した知行地を得て一万石の大名となったのではなく、松山藩の収入の中から一万石を与えられて、幕府の御用を務めるといふ形であった。しかも松山藩は、一五万石から一萬石を分知し

て一四万石の大名になるのではなく、藩の格式を守るために、表高(幕府が認めた石高)は一五万石に据え置くという無理をすることになった。松山藩は享保の大飢饉に際しては、新田藩が存在したため幕府からの救済金や救米の配分も多く受けることができた。ところがこの分知していたことが後年裏目に出て、松山藩は実質減収に見舞われる。新田藩は明和二(一七六五)年に消滅する。その理由は、松山藩七代目藩主定功が没して後継ぎがなかったため、新田藩二代目の定静が本家を継ぎ、新田藩は幕府の命によって解消することになったからである。

(11) 松山市史編纂委員会編『松山市史 近世 第二巻』(一九八七年)

(12) 森林の乱開発により、土砂流出が活発になったことから、草木の根株の採掘を禁止、上流の山方の左右に木立無き所には苗木の植栽を奨励し土砂の流出を防ぎ、土砂災害に遭いやすい場所の新田、および既存の田畑の耕作を禁じたもの。全三条からなり、当時の老中である久世広之、稲葉正則、阿部忠秋、酒井忠清の連名で発せられた。全文は以下の通り。

覚 山川捷

一、近年は草木之根迄掘取候故、風雨之時分、川筋え土砂流出、水行滞候之間、自今以後、草木の根掘取候儀、可為停止事、

一、川上左右之山方木立無之所々ハ、当春より木苗を植付、土砂不流落様可仕事、

一、従前々之川筋河原等に、新規之田畑起之儀、或竹木葎萱を仕立、新規之築出したし、追川筋申間敷事、附 山中焼畑新規に仕間敷事、

右条々、堅可相守之、来年御検使被遣、掟之趣違背無之哉、可為見分之旨、御代官中え可相触者也、

寛文六年也 午二月二日

(13) 前掲(4)

(14) 前掲(4)

(15) 高市晋「享保の飢饉における餓死人について―「虫付損毛留書」の検討を

中心に」(『人文学論叢』四、二〇〇二年)

(16) 大身の家老(例えば三、〇〇〇石)の場合、自分の家族の分に加えて、家来三〇人を扶養する扶持は保障されたが、家来の分は五四石にすぎない。知行一〇〇石級の馬廻であれば、家来は二人までであるから、三・六石が加わるのみである。これでは支出を極限まで切り詰めなければ生活が困難であったろう。もともと武士で餓死したという報告はどこにもない。最低限の生活を保障するためにも藩も精一杯の努力はしたのである。その一つの現れとして享保一七年九月二四日、月番より「十月から雑用として、毎月銀札を支給する」と通達があった。馬廻(一〇〇石程度)が受け取った銀札三〇目は米二俵(同年末の藩公定相場では銀札四〇目であった)を購入するには少し足りなかった。世間の米相場は急速に上昇しているし、米・雑穀以外の価格も急激に上昇していたから、生活は日増しに苦しさを増していったであろう。

(17) 享保一八年は六割引、同一九年から元文元(一七三六)年までは五割引、元文二年暮から翌三年一〇月まで再び人数扶持があり、元文三年暮からやつと二割引となる。もともとそれ以後も三・五割引が続き、知行の借上が停定着することになり、家禄全額を支給されることはなかった。

(18) 前掲(11)

(19) 米穀以外の賑救品は、塩・味噌・あらめ・神馬草・ひじき・ひへ・小粕・芋のくき・醤油の実・糠等のようなものに及び、その支給した状況は、その当時の記録に掲載されている。

(20) 『享保十七年壬子歳 會所日記 六 正月』西条市小松温芳図書館蔵

(21) 『享保十八年癸丑歳 會所日記 正月ヨリ極月迄』西条市小松温芳図書館蔵

(22) 小松編纂委員会編『小松町誌』(一九九二年)

(23) 前掲(4)

(24) 前掲(7)

(25) 前掲(4)

(26) 松山市堀江公民館『ふるさと ほりえ 発見の旅』(二〇〇〇年九月)

(27) 『門屋家文書 享保十七年餓死者建碑并大供養塔書類留 明治一四年九月、形態 書、数量 一冊』

(28) 前掲(4)

(29) 西山正夫『九枝点描』(一九八四年)

(30) 松山市鴨川中学校『ふるさと鴨川』(一九九六年)

(31) 垣生公民館『垣生のあゆみ』(一九八八年)

(32) 東温市文化財保護審議委員会『東温市の文化財』(二〇〇六年)

(33) 景浦勉『義農作兵衛伝』(一九四一年)

(34) 松前町誌編集委員会『松前町誌』(一九七九年)

(35) 伊豫史談會『伊豫人物傳・史料』(『義農作兵衛』)

(36) 伊豫史談會『失笑雑話 下』(『義農之碑』)

(37) 前掲(34)

(38) 伊豫史談會『伊豫史談集 卅八』(『義農神社調書』)

(39) 前掲(34)

(40) 前掲(34)

(41) 前掲(34)

(42) 年頭：歳の初めの挨拶や儀式(『日本国語大辞典』)とあることから、同じような意味であると推測される。

(43) 一八四九～一九二五

明治・大正時代の官僚政治家。一九〇一年の第一次桂太郎内閣の農商大臣。第一次世界大戦の国民教化の路線を引くことに尽力し、二二年に大臣に昇格、その後伯爵に昇る。(『日本史大辞典 第五巻』)

(44) 前掲(38)

(45) 関根達人「飢饉供養塔からみた北奥近世社会の一側面」(『歴史』一〇五、二〇〇五年九月)

(46) 関根達人「供養塔の基礎的調査に基づく飢饉と近世社会システムの研究」(弘

前大学人文学部、二〇〇七年二月)

(47) 柴田一雄「享保の飢饉と藩体制の転換―福岡藩を中心に―」(九州大学九州文化史研究所紀要)三九、一九九四年)

(48) 前掲(46)

(49) 西野光一「福岡藩における享保の飢饉と救済信仰―飢人地蔵祭の成立背景と飢饉を巡る信仰―」(『仏教文化学会紀要』一五、二〇〇七年)

(50) 前掲(49)

(51) 由緒書きの一文には、「日本の飢饉の大半は早(ひでり)によるものだが、享保一七(一七三二)年、西日本を襲った大飢饉はウヅカ的大量発生を加えて生じた飢饉で、日本三大飢饉と言われるぐらいひどく、博多も人口の三分の一を失った。それら餓死し放置された人々を博多の人は埋葬して地蔵を建て手厚く弔った。これを飢人地蔵と呼び、福岡市内にはたくさん残っているが、博多区中洲二丁目博多川畔のそれは今も霊験あらたかで、願い事がかなうと線香の煙が絶えず、毎年八月二三日、二四日、川端の人たちによって供養が行われている」とある。

(52) 前掲(46)